

平成24年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

開 議 平成24年6月12日 午前9時1分（第5日）

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成24年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成24年 6月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長 （永田 耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
2 番片岡勝一君の発言を許します。

2 番 （片岡 勝一君）

おはようございます。議席番号 2 番、通告番号 5 番、片岡勝一です。今回の質問は 4 点質問いたします。中には前回と関連した内容もあるところもございますが、大変重要なことと捉えておりますので、その点よろしく願いいたします。

それでは、1 番ですが、通学路の整備について質問いたします。
佐川町永野古用地マルナカから南向き、2 カ所不通区間がありますが、整備して道路とならないかとの質問です。

この道は、何十年も前からそのままになっていたかは調査不十分でよくわかりませんが、基盤整備をした当時と聞きました。ほかの区間は整備できているが、この区間だけは飛び地で、2 カ所、約、合わせて 50 メーターくらいは通行できなく迂回して別の道を通行しているのが現状です。

この道が整備されれば、通学路、車の通行も、そして利便性が高くなることは間違いありません。この土地の両側はすでに工事が終了しております。当時は地権者の理解が得られずにそのままになっていたのが、現状のようであります。

先日、工事区間の計測に出向いたところ、となりの地権者が来て、どうしているのか、と聞かれたので、この道を連結したいと要望があり、はかっていると説明すると、それはよいことだが、この土地の道路の外にある、ちょっと三角に残った数坪の土地の買い上げをしてくれなければ工事をとめるということで、そのまま中止になった経緯があると話しておりました。

聞くとところによると、その地権者も世代交代があり、現在は、雑草が生えてやぶにならないように草刈りをしている状態で、その当時とは地権者の状況がかわってきているようですので、整備工事に対して、理解、賛同してくれるのではないかと思います。周辺の整備状況からみて、このところだけが通行できないのは地域住民に

とって大変不便を感じているところであり、通学路としても便利であり、ぜひとも回り道をしないで通行できるように整備できないか、この点について担当課の答弁をお願いいたします。

産業建設課長（渡辺 公平君）

おはようございます。御質問の中にありましたように、この箇所は、もうずいぶん前から工事ができてないままの状態になってございます。先月、永野地区全員の部落長各位から要望書いただいております。中学校が移転したことに伴い、新しい中学校への、佐川中学校への通学路。また、アクセス効果があるということで、早期に完成さすよう、という要望をいただいております。

そして、数名の部落長様に紹介していただき、県外に在住されております地権者の方とお会いしております。用地を売る意思があるということも承っております。今後、事業化ができるように努力をしていく考えでございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

2番（片岡 勝一君）

前向きな答弁をいただきました。一刻も早く完成されるように努力のほどをよろしくをお願いいたします。

それでは、2番目の新再生エネルギーについて、佐川町役場の2階と3階のスラブの面積を図面で見たとところ、大体、約700平方メートルほどあると思っておりますが、このまま使用せずにおいておくのは非常にもったいないと私は考えます。そして、全面にソーラーパネルを設置できないかとの質問です。

加重に耐えるか、耐震診断をして、太陽光発電装置を取り付けて、町唯一の自然エネルギー発電となる、それを利用してLED照明等に交換すると、およそ水銀灯の半分の消費電力で減となります。

今や日本は、東日本大震災で原発により電力不足につき節電がクローズアップされ、消費電力に大きな課題が生じております。

例えば、自然再生エネルギーの取り組みとして、梶原町では、2050年までに風力発電装置40基を目標に掲げており、県は当面、梶原の取り組みを支援していくと紙上で報じられております。立地条件を生かし、それぞれに工夫をこらしているわけですが、我が町も自然エネルギーを利用して、節電に取り組む必要があるではないかと考えます。

佐川町は、小水力発電をしようにも余るほどの水はない、ありません。木質バイオマスもうまく稼働しておらない。そこで、二酸化

炭素、CO₂の削減規模が小さくても、役場2、3階の利用していないスラブの上の空間があるが、それを利用して発電の取り組みを行い、エコの取り組みを行ってはどうか、との提案です。

先日も朝8時半頃、役場に到着して、駐車場は満車状態でどうしてかと思っていましたら、ソーラー発電の申請だったらしく、40件もあったと言われましたが、それくらい町民の関心があることでございます。

少しもとへ返しまして、具体的に言いますと、一斉に点灯、消灯する装置はどこにも本庁にもついておりますが、電気路回路はそのままにして、GPL装置という、家庭にはほとんどありますが、必要などころに、電灯の下にぶらさがった線を引けば消灯するとか、いう装置であれば、少しでも節電すると、できると考えるが、この装置は古いので、最近リモコン操作をする方法ができておりますが、各家庭にはついてはいるが、自治体、会社等はほとんど取り入れておりません。しかし、県外、どこかの会社でそれを実行しているのを何かの記憶があります。その会社は相当、もうかっておるといふことでございました。

次に発光ダイオードについて言いますと、冒頭でも言いましたが、少し、具体的な数字を言いますと、同じ条件で試算したところ、例えば、水銀灯が1万8,600ワットで128万円、LEDが1万ワットで69万円。金額的におよそ半額。そして設置費を考えても3年以内で償却できるという試算も出ております。

LEDもまだまだ問題があるとも聞きますが、日本のエネルギー再生率はドイツなどに比べて大きく出遅れていると。再生エネルギー有効利活用のために7月から再生可能エネルギー買取制度が始まり、電力会社に義務づけられとなっております。

どのように買い取られることになっているかと言いますと、太陽光発電事業用が1キロ当たり42円で20年間買い取る。それから、家庭用は1キロ当たり42円で10年間買い取る。風力発電は20キロワット以上で、23円10銭で20年間。小型風力は57円75銭で、20年間買い取ると。小水力は200キロワット以上で1,000キロワット未満、30円45銭で20年間買い取りとなっております。町役場の昼間の消灯など、節電ももったもなことです。一刻も早く将来を見込んで積極的に発電、節電に取り組んでいかなければならないと考えますが、関係者の答弁を願います。

総務課長 （岡林 護君）

お答え申し上げます。御指摘のように、昨年3月の東日本大震災に端を発しました東京電力福島第一原発の事故以降、原子力にかわる代替エネルギーとして太陽光発電や風力発電などを利用した再生可能エネルギーへの注目は全国的に高まっておりまして、一定進んできております。中でも太陽光発電は一般の家庭でも比較的容易に設置できることから、その導入が広がっているところでございます。

こうしたことを受けまして、先ほどお話にもありましたけど、本町でも新たに太陽光パネルを設置した町民の方に対して補助金を交付する制度、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を本年度より新たに設けまして、広報さかわ6月号にて募集を開始し、多くの反響がありまして、それこそ、昨日、申請の受け付けが行われ、多くの申請があったというに聞いております。

町といたしましても、役場庁舎はもちろんのこと、かわせみ、文化センターをはじめ、小中学校等、公共の建物への太陽光パネルの設置につきましては、積極的に取り組むべきだと考えております。

そこで本庁舎2階、3階の屋上部分へのソーラーパネルを設置できないかという御質問ですけど、設置へ向けた具体的な検討をしたことは、現時点ではありませんが、庁舎耐震補強工事は平成17年度に実施いたしました。が、庁舎建築物自体が老朽化しておりまして、また、屋上に構造物を設置することを想定した設計が建築時にされているとは考えにくく、そもそも設置が可能かどうかと、まず、その点からですね、調査を始めることが必要だというに思っています。

いずれにしても今後そういった点から順次検討しまして、それからあと設置費用に関しましても脱原子力依存を打ち出しております国の動向に注視しまして、有利な補助金等の活用も視野に入れて、財政的負担の少ないように進めてまいりたいと考えております。いずれにしてもそういう方向で公共施設の太陽光発電の配備とかいうことについては今後、順次検討していきたいと思っています。

それからまた、発光ダイオード、LEDにも触れられましたけど、今年度予算に庁舎のですねLED化を計上しておりまして、それは順次進めていく予定でございます。以上です。

2番 （片岡 勝一君）

交付制度があり多くの反響があったと言われました。それから、

文化センターなど、かわせみ、積極的に取り組むと言われました。しかし、役場は老朽化であるので、調査、研究して補助できるものならば検討して取り組むということで、私はそれで、大急ぎでやっていただきたいと、そのようにお願いいたしておきます。この点については、これで私の質問は終わります。

それでは、次に、震災瓦れきについて、3月議会で万が一震災瓦れきに放射能が含まれていたら、仮置き場とか埋立地が何らかの災害で崩落、または浸水の被害に遭うと、仁淀川の田畑、太平洋へと汚染が広がり、住むところなくなるので簡単に取り入れるべきではないといった経緯がございます。この問題は四国4県で取り組んだほうがよいと言った覚えもあります。仁淀川上流に産廃施設が、設置計画が出ているということで、地元だけでなく、下流域の反対の運動が上がっております。震災瓦れきの受け入れについても大変深刻な問題であると思います。

仁淀川上流とする愛媛県の久万高原町では、5月末、震災瓦れきを受け入れると業者が発表したことによりまして、面河川漁協は臨時理事会を開いて、9対4の賛成多数で設置に同意したという結果となっておりますが、組合長が反対の立場で混乱を招いたとあって責任を取って辞任したということです。久万高原町では最終処分場設置に対し、反対するグループ、住民の会がつくられておりまして、このグループが設置に同意しないことなどを求める要請書を町長と県知事に提出したということです。

久万高原町長も反対を示しておりまして、この際、施設の計画地が高知県を流れる仁淀川支流の久万川源流付近にあることから、愛媛県知事への提出には高知県住民側も同行したと愛媛新聞に報じられております。5月30日の愛媛新聞によると、高知県側からは越知町の武智龍氏、町議が同行、この時、事前協議審査で高知県の自治体や住民に説明はないか、と質問したそうです。これに対し、愛媛県担当課長からは、瓦れきの受け入れ反対の危惧はわかるが、事前協議を定めた要綱にはない、とあります。

ここに要綱をいただきましたので、私も見ておりますが、この愛媛県産業廃棄物適正指導要綱によりまして、9条に、処理施設を設置する場合は、関係地域住民の同意を得なければならないと書いてあります。また、11条2には、知事は協議を受けた場合は、関係市町村の意見を聞くとあります。先の担当課長は関係市町村の意見を

聞くと書いてあり、関係県とは書いてない、と、要綱にはないと答えたのだと思われませんが、ここで言いたいことは、関係市町とは、隣接県も同じ立場にあると判断しますので、仁淀川流域で反対していきたいと考えです。

仁淀川は国交省の 2010 年全国一級河川水質ランキング 1 位と、11 月には 6 市町村で地域観光協会を結成して、県を挙げて観光資源としてアピールしているわけで、清流を守っていききたい。この清流を汚したくないのは、佐川町のみならず流域のみんなが望んでいることはいうまでもありませんが、どうして長々と私が話しているかというと、震災瓦れきを受け入れると言っただけで大騒ぎしているのに、万が一にでも瓦れきの中に放射能を含む瓦れきが混入したとなると、仁淀川本流を飲料としている人口は越知町が約 4,000 人、佐川町はありません。日高村が 5,000 人、土佐市が約 2 万 6,000 人、高知市が 19 万人、合計およそ 22 万 6,000 ともなります。

そして夏から秋にかけて台風シーズンには大雨により柳瀬川と仁淀川が氾濫して越知町の低地、そして、佐川町も黒岩の庄田、宮の原まで冠水したことがあります。また何度も出るかもわかりません。その時に、汚染された水がもし流れて、となると、田畑は耕作できなくなります。汚染水は飲めないし、最終には太平洋に出て魚もとれなくなる。この問題は佐川町も避けて通れないこともあると思っております。先日、佐川町行政当局も久万高原町に出かけたように聞いているが、繰り返しになるとも思いますが、本町も関係市町村と連携して反対運動していく必要があると考えるが、再度、お答えを願います。

先ほど述べた高知市で飲料水として利用してる人たちが、およそ 19 万人、その人たちの情報がいまだまったく把握しておりません。知らないという、いの町から取水していて、何も知らない、関係ないと言っているとも思われませんが、この件につき、関連地域、関連機関ともに危機感を持ち行動を起こさなければと考えるが、町長並びに担当課はどのように考えているか、お答え願います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

おはようございます。片岡議員さんの久万高原町に報道されております廃棄物処理場の件につきましてお答えをさせていただきます。

まず、今、るる述べられたことは、私たちも同じ思いでございます。

す。ただ、現在のところ、新聞報道では随分と報道されておりますけれども、正式に申請があったとかというような情報は、まだ具体的には私どもに入っておりません。その中で住民の方々、あるいは議会の方々から反対運動で動かれておるといふことも、これも新聞報道等で承知はいたしております。

ただ、流域の、我々、仁淀川流域の6市町村でございますけれども、これは、御案内のように今、お話がございました。仁淀川ブルーということで、これからこれを資源にして売り出そうと、そういう矢先でございますから、このことにつきましては少なからず、まだ影響が出てると言えませんが、それだけ皆さんが心痛を痛めるといふことは少なからず、やっぱりマイナス要因になるというふうには私もそれは認識はしております。

そんなことで、じゃあ、町の行政としてどうこれから動くかということも当然検討していかなければなりませんけれども、先ほど申し上げました流域の市町村、これは同じ立場でございますから、行動的には同じようなことをする必要はあるというには私は考えております。そして、私も県のほうの環境共生課、担当課のほうにも実はお伺いをしまして、検討してどういうふうに対応するかというお話を担当課長でございましたけれども、お伺いしましたが、まだ現在のところは正式にそういう公式な動きは県としてはないと。静観をしてるというふうなお答えをいただきました。

それを受けて、先ほど、片岡議員からお話がございました。これは私ども、正式に久万高原町へ、そのことで伺ったわけではございませんけれども、別件の用件で流域の市町村が集まったときに、これは非公式に個人的に久万高原町の町長さんに私がお伺いした話でございますけれども、久万高原町としては、議会、執行部とも反対の意思を表示して、ということでございまして、今後、流域の33号沿いの市町村、一体となって交流もしなければならぬとそんなお話もいただいております。若干、今ここで正式に反対の意思ということじゃなくて、推移を見守りながら適切な対応を、これは関係市町村と連携をして、私は取り組んでいく必要があるというふうには考えておりますので、御理解願いたいと思います。

2番 (片岡 勝一君)

佐川町も、瓦れき受け入れの反対、同じ6カ町村、同じ正式にはまだ情報がないでも足並みをそろえて、みんなと話し合って反対運

動をしていくということですが、正式にあった場合、あわてふためかないように心づもりして、連携してやっていただきたいと思いますので、これくらいにしておきます。ありがとうございました。

それから次に、第4番目です。春日川、松崎橋からファブリまでの水辺について。昨年11月16日に松崎橋から下流、右岸の桜並木の草刈りを行い、そして、今年4月28日に2回目の草刈りを行ってるうちに、機械が故障しまして、修理屋を呼ぶことになったけれども、その修理屋さんのいうことには、「ここはいいところだ」と、「ここをぜひ公園にしてほしい」と言われました。また近所の住民は、「ことしは、この桜の下で花見をしたぜよ」と言ってくれました。ある住民は、「越知土木に相談して、一時許可をもらって番台をつくり、その上で、川の上で花見をしたらえいじゃないか」とか言ってくれました。そして、まださらに、「屋形船などを浮かべて宴会をしたらよい」とか「声をかけてくれたら草刈りの応援をいたします」とか言ってくれましたが、私の言いだした責任上、そのままにしておりましたが、それから、「桜の木にコケがついていて弱っているようで、こんなときには癒合剤を塗ったらよい」とかいろいろ話しかけてくれました。

こうした声から、先人の植えてくれた大切な桜をいかにして、お金もかからず、春日川の桜並木を守り、そして、視点をかえた楽しみ方をするにはどうしたらよいかと考えるのには、水辺から兩岸の桜を觀賞する方法もあるではないかと考えます。

というのはファブリダムも修理できたこともあり、農業用取水ダムに影響しないように、手前には進入防止用のロープを張り、二人乗りの船でもよし、ゴムボートでもよし、浮かべて花の咲く3月には水辺から兩岸の桜を眺めながら鯉にエサをやるというふうな構想もありますが、佐川町の桜といいますと、牧野公園の桜は、財団法人日本さくら会が平成2年に選定した日本桜百選に入っております。それぐらい有名であります。

昔は花見専用臨時列車が出ていたというし、三十数年前、子供たちとともに花見に行った覚えがありますが、人出で我が子がわからなくなり、探しに行った覚えがあります。現在は、老木によりそのころの影をひそめて花見客も少なくなっている現状です。ことし、団体客ではなくて、個人的に夜桜を見物に行きましたが、今夜、来

てくれたのは君たちだけだと整備員が言うておりました。けれども、若返りのために植樹してありますので、早く見事に咲いて以前のにぎわいを期待するところです。

桜というと、今、仁淀川町が有名になり、毎年のように仁淀川へ花見に行きます。そして、車で 33 号線の対岸の桜を見ながら、さかのぼってしだれ桜、それを観賞、次に右岸、旧道の桜並木を見ながら大渡ダム湖に着き、大勢の人とともに花を観賞して帰路に着くという行程でした。

しかし、どうしても我が町の桜と比べながら見るということはいくれないと思いますが、そのようにして見ておりました。牧野公園の桜も花盛りの衰えのある中で、春日川のほとりで咲き誇る桜を佐川の桜として、別の方向から変化のある観賞の仕方をしてみるということです。担当者の答弁をお願いいたします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

牧野公園、また春日川沿い、桜について、いろいろ御意見をいただきました。その中で、役場かいわいのファブリダムまでの春日川に船を浮かべて、そこから桜を観賞するようなことをしてはどうかというような御質問でなかったかと思えます。

春日川の桜につきましては、老人会のほうがいち早く植えていただき、見事な桜になっております。また、下流域、また柳瀬川等には有志によりまして、それぞれ桜が植えられ、見事な花をつけるようになっております。桜の佐川と言われるゆえんをまた復活するようになっております。確かに川で船に乗って桜を眺めると、こういったところもよそにはあるようございませう。そういったところですが、当春日川でそれやっていく場合に、川幅が狭いのではないらうかとか、また、下流域にあるファブリダム湖によってせきとめられた水を活用する水深の問題とか、多々いろいろ課題もあるように思えます。

また、川自体が、町河川ではなくて県河川ですので、県の許可とか話し合いとかそういったものがどのようになるのかなというような課題もあると思えます。発想は素晴らしいと思えますが、中身をさらに具体的にお聞かせいただき、また、関係機関のほうに一緒に相談できればと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

2 番 （片岡 勝一君）

私たちの考えは単純でありよくないかもしれませんが、小船と

なれば2級小型船舶の免許と船籍証、それから登録証、浮き輪、バケツ、ロープ、いかりと笛、救命胴衣などあればどこへでも行けるというふうに考えておりましたが、そういうわけではないようです。そこんところ私のほうも少しは考え直さないかない。しかし、これはエンジンがあればそういうところが必要と、そういう装置が必要だと私も認識しておりますが、これ、柳瀬川でも、やはり、柳瀬川、春日川でも県の許可とかそういうものが要するということが私も認識しておりませんでした。みなさん、そういうことを認識しながら川に手漕ぎ船などを浮かべているということでしょうか。

産業建設課長（渡辺 公平君）

ちょっと私の答弁、あくまでも花見のシーズン中ですので、不特定多数の方をその船に乗せて、その船から桜を観賞すると、そういった活動、あるいは経営的なことをされるんじゃないだろうかというような発想で答弁させていただきました。

片岡議員が船を春日川に持ってきて、個人でその花見の期間中、船を動かすとかいうことであれば、また、これはまた別のことかなと思います。私はあくまでもその花見シーズンということで、そういった不特定多数の方を船に乗せて安全性を確保しながら観賞していただくというような発想で答弁させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

2番（片岡 勝一君）

個人的で、大きなことは考えておりません。全く考えておりません。それで、皆さんで、もし試験的にでも許可できて、やってみて、ああいかなあ、ということにでもなれば、だんだんときちんとやるべきことをやって、許可するようにならしてもらいたいと思いますので、検討のほどをよろしくお願ひいたします。

もう一言、お願ひいたします。

産業建設課長（渡辺 公平君）

先ほども言いましたように、具体的にお聞かせいただき、関係する機関、県等ございましたら、そちらのほうに一緒にお話しにお伺ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

2番（片岡 勝一君）

これくらいで、また、検討、私のほうもまた考えておきますので、検討のほどよろしくお願ひいたします。これで私の質問は全部終わりました。これで終了いたします。ありがとうございました。

議長 （永田 耕朗君）

以上で2番片岡勝一君の一般質問を終わります。

5分間休憩します。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時48分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き6番中村卓司君の発言を許します。

6番 （中村 卓司君）

6番議員中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思いますが、少しその前に、私の所見を申し上げたいと思います。

「やってみせ、やらせてみて、褒めてやらねば人は動かじ」古いことわざでございますけれども、これは日露戦争のときの乃木大將軍が名言だそうでございます。これは、読んで字のごとく自分がやって、そして部下を褒めて、叱らずに褒めてですねやることに對して、やることが組織としての部下も働くし、上司の役目だというふうなことわざだそうでございます。

町長がそれを実行しているか、実行していないかはわかりませんが、多分そういうふうに行われていると。そして職員の皆さんもそういう意味で、一生懸命働いておられると思います。議場で、こういう話をするのはですね、後についての質問も関連がありますので、少し心の中にとめていただいて、質問にお答えをしていただきたいというふうに思っております。

それと、議員としては、提案型の質問をするっていうのはですね、議員の勉強会なりに出席をしますと、よくないと言われます。けれども、私たち議員はですね、それこそ執行部を詰めて詰めて、逃げ場のないところまでですね、行くようなことになってもいけませんし、また、町長の言われるように、議会は執行部と両輪であるというふうにも言われております。私もそのとおりだと思いますし、しかも両輪にとってはですね、2つが同じ輪の大きさと、両輪であるっていうことを信じております。

そういった意味もございまして、そのことを双方が理解の上で

すね、質問もし、お答えもいただきたいというふうに思っておりますので、誠意あるお答えをお願いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

まず、6項目ございますけれども、まず1番目は、佐川高校に野球部を復活を、ということで質問をさせていただきますが、これは、前にもですね質問をしましたときに、佐川高校は県立でございますので、ある程度その中身に踏み込んだことは言えないというふうなこともございました。

けれども、年度は忘れましたが、私は議員でございませんでしたが、平成20年か21年ごろだと思いますけれども、この場にもおられます徳弘初男議員さんのほうから、確か提案があって、佐川高校に野球部を、と。いうことの復活をというふうなことも話されたやにも聞いております。

その時点ではですね、大変その気運が高まりまして、それぞれの立場で皆さん努力をされ、もうすぐにでも野球部復活というふうな話になされていたようにもございますけれども、たくさんの課題があり、今、頓挫ではないですけれども中断をしているというのが現状だそうでございます。

そこで、私のことしの任期中のときにも質問をさしていただいたときに、先ほど言ったように公立であるのでということがございましたけれども、町民の方からですね、「いやいや、ぜひですね、復活をしてほしい」というふうな要望がありまして、活動しております。この要望の中にはですね、元気な子供たち、そして元気な地域づくりというものを含めてですね、ぜひ佐川高校に野球部を、ということになった経過がございます。

そこでですね、教育長、町長、議長さん、それぞれ含めまして協力をしていただいておりますので、この場で質問をするのも、ちょっとおかしいかなという部分もありますけれども、あえてですね、町のほうの考え方というものをですね、この場で聞かせていただければ、ありがたいというふうに思っておりますのでですね、まず、今までの経過を少し、私のほうから、今、述べさせていただいて、それぞれの議員さんにも知っていただいた上で、町長のお答えをいただきたいと思いますが。

それで、発起人会というのが8人で生まれてですね、先ほど言った教育長、町長、議長さん、そして佐川ガッツ少年野球の元の監督

であります岩井さんとか、佐川高校のOBの西山さん、そして体育会の会長さんでいらっしゃる野並さん、そして現在の佐川高校の現役のPTAの会長さん、片岡さんですけれども、8人で行動をしております。

そこで、いろんな問題がありましたときに、グラウンドとか、そしてソフトボールの活動が鈍るのではないかと、問題がございました。そこでその西山さん、そして岩井先生とともにですね、その問題を解決したいということで、梶原高校が野球部ができた、新しくできたということで、そのときに活躍されました当時の校長先生、現在の春野高校の校長さん、横川先生にお会いをしてきました。

そのときに、お話を聞きますと、グラウンドっていうのは二の次三の次。要は住民の皆さんの熱い情熱とそして町行政の皆さんがどう考えるか、そして当の佐川高校の考え方、もうこれが全て前向きになれば、できるのではないですかというふうなお話も聞かせていただいて、そして肝心な子供さんが佐川高校に入らなくてはチームもできませんので、話し合った結果、アンケートを取ろうと。子供たちにアンケートを取ろうということになりました。

それまでに6回ほど会もし、そして先ほど言った発起人会も発足をし、そしてアンケートの集計結果も現在、大体できたという段階でございます。人数的には、ここで言うのもちょっと申しわけないんですけども、何十人という人数が佐川高校に入りたいというふうな希望が出ました。

それを受けてですね、町の執行部、町としての町長の考え方をですね、どういうふうな方向で応援ができるのかっていうことをですね、この場でですね、お聞かせを願えればありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

中村議員さんの、高校、佐川高校の野球部の、復活という質問でございます。冒頭に、乃木将軍のお話出ましたけども、私、若干その3つのうち、1つくらいはある程度でやっておりますけども、なかなか褒めて使うて、そういうふうなことがどうもないので、反省をしながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

佐川高の野球部、これは今質問の中にもございました。一度再燃をした経過がございます。それはもうそのとおりでございます。私どもも、ぜひ、これは子供たちが、いわゆるあこがれの甲子園とい

うことで、これはもう全国的な流れでございまして、その中で、県立の高校が佐川にありながら、かつては野球部もあったというふうに私も承知をいたしておりますし、また梶原高、ほんとに小規模な高校でも野球部ができて、子供たちが張り切ってやっていると、その姿を見て、私、個人的にもぜひ、野球部は欲しいという思いがございました。

ただ、これは先ほど御質問の中にありましたけども、町がどうのこうのなかなかできにくい場合もございました。まず、高校側に言わせると、グラウンドがないというお話がございまして、じゃあ佐川町で何ができるかということも、実は検討した経過がございましたけども、その後、若干、火が消えたというか途絶えておったわけです。

それが、今度、中村議員、ほんとにみずから動いて、乃木将軍のとおりでございまして、若干褒めてもいただけるかなあと、先に期待をしておりますけども、大変、打ち合わせの中で、実は一番頭が痛かったのは、町として何ができるかという段階のときに、最初は、グラウンドがどうしても無理じゃないかということが非常に頭が痛いわけがございまして、じゃあどこにグラウンドが、高校の補助グラウンドとしてできるかなあと、いろいろ検討もした経緯もございます。

ただ、今回、そのグラウンドはもう二の次だというお話を聞いて、これで私も非常に力強いメッセージをいただいたということでございまして、まず野球部をつくる方向で私たちは一生懸命頑張らせていただくということで、発起人の一部にも名を連ねさせていただきました。その後、校長先生にも、その旨も個人的でもございますけども、ぜひ、野球部をやりたいという意思も伝えてございます。

ただ、今の校長先生も非常に全体的なことを考えてものを言わないかと思えますので、なかなか野球部というのは、厳しいね、と。ソフトボールもあるし、というようなことで、非常に、若干学校側は、今の段階では消極的とも言えませんが、非常に前向きな答えがいただけてないというのが現状です。

そしてもう1つ。私もグラウンドの関係ではですね、実は、その話があってから、県の教育委員会の担当局の副部長さんにお会いをして、実情を訴えました。ところが、県の今の財政状況ではとても高校のグラウンドの設置というのは、これはもう極めて厳しいとい

う答えもいただいた、その経緯がございます。

そこでは、もう御質問の、今後町としてどうすらあということですから、これはもう、私も個人的にもぜひ、その野球部は欲しいでございます。そうしたことで、まず、住民運動として、そういう先頭に立って、中村議員がやっていただいておりますので、私たちが今後行政として、どのような方向でできるかということ、きちっとやっぱりお互いに検証しながら、ぜひ実現に向けて、私ども精いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

ただ、今、私どもの県立の高校、佐川高校が佐川町に存在しておりますので、これを活性化もさせたい、そして今人口が減っていく中で、今、統合というような話も、まだ具体的にはございませんけれども、将来には、そのような話もございます。ぜひ、ここに、文教の地に高校を残したいというものでございます。

町として、今、定時制とそれから全日制を含めて、いろいろの活動の援助金として、定時制には30万、それから全日制には20万の補助金を、これは関係の町村も含めて出していただいております、これは部活動のいろいろの活動とか、そういうものに使っていただくような、わずかですけれども、そのような形で支援をしてまいっております。

ぜひ、佐川高校に、今、県下で野球部のない高校が、多分いくつもないんじゃないかというふうに思っております、私個人的にも非常に寂しい思いをしておりましたので、ぜひ、皆さんの力で、みんな一丸となって、佐川高校に野球部をと、復活をとということで努力をさしていただきたいと思います。

これから佐川町として、どういう支援ができるか、あるいはグラウンドのことも含めて、これはまたいろいろと御意見も賜りながら、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6 番 (中村 卓司君)

大変力強いお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。この活動を続ける中でですね、少子化が進んでる中で、生徒さんが少ないというふうなことも少しネックになっているようでございますけれども、梶原高校が野球部ができたときに、横川先生に聞いてみますと、国体でアーチェリーか何かがあったそうでございまして、けど、それで、少し上位の成績をおさめても、余り町の人

には関心がなかったようでございますけれども。梶原高校の野球部が、公式戦で1勝したということになったときに、町が沸いたそうでございます。それぐらいその野球には、素晴らしい力があるのではないかというふうに思いました。

そして、もう一つには、池川中学校だったと思っておりますけれども、その校長先生が室戸から来てる方でございます、室戸高校が甲子園に行ったとき、それはもう町中が閑散としたゴーストタウンになったと。ほとんどが甲子園に応援に行った、いうぐらい野球の熱がすごかったという話もお聞きをしました。

したがって、そういうことを考えますと、町の活力、地域の活力になっていくというふうに確信をしました。ぜひですね、そういうふうに前向きにですね、考えていただくことをよろしくお願ひしたいということと、少し立ち入った話にはなろうかと思っておりますけれども、経済的なバックアップにもですね、グラウンドはもちろんでございますけれども、経済的バックアップも梶原高校はある程度してるそうでございます。したそうでございます、できた当時。それでは足らぬのでということで、町民の皆さんが何百万の寄附を集めて、ネットなりマシーンを寄附したというふうな話も聞いております。住民の皆と一緒にですね、そういう活動も発足するならばですね、していきたい、いうふうな思いがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、つけ加えて申し上げますと、グラウンド、二の次、三の次と申し上げましたけれども、現在の丸の内高校なんかはほとんどグラウンドらしいグラウンドはないと。高知商業が野球部ができたときには、グラウンドがなかったそうでございます。

けれども、ああいった状態で、徐々に地域の盛り上がり、学校の盛り上がりでですね、強い学校に育っていくと。地域も盛り上がる、高知商業、代表でいきますと、高知県からですね盛り上がっていくというふうなこともございますので、ぜひ、よろしくお願ひをしたいと思います。

経済的なバックアップも、とのお答えがいただければありがたいと思っておりますが、もう一度お答えをお願ひを申し上げたいと思っております。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。冒頭にちょっと私、ちょっと抜かっておりました。この野球部の設置について、高校側が若干消極的というのを

申し上げました。それは人数の問題だというに校長先生からもお伺いしたわけですが。実は私、NHKのテレビで、北海道のある高校の野球部員が1人で、野球部があると。これを見たときに、数の問題じゃないなあと。要は熱があったらということ、これはもちろん指導の先生も必要と思いますけども、それを見て、実は数の問題じゃなくて、やっぱり思いがやっぱりあれば、部活というのはできていくんじゃないかというふうに、ちょっと勇気をもらった。それ、ちょっとエピソード、先ほど漏れましたので、ちょっと今追加させていただきます。

その財政的な援助でございますけども、先ほど申し上げました。佐川高校には、御案内のように、今20万、30万というような形で補助金、これはもう町民の皆さんの税金を使わせていただいて、活性化に役立たせていただいておりますけども、現実には野球部ができて活動ができるという段階になりましたら、これはまた別途にいろいろと議員の皆さんとも協議をさせていただいて、できるだけバックアップはしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6番 (中村 卓司君)

ありがとうございます。私も、先ほど町長の例に出されたテレビを見まして、ラグビー部が1人、野球部が1人、新しい新入部員を募集するに、その1人が立って「僕は野球部です。新しい1年生、入りませんか」ということで、1人の人が入部をして、今現在は、ことしの冬でしたんで、多分2人で野球部をやっていると思いますし、また連合チームも高校野球の規定の中では、できておりますのですね、9人おらなくてもすね、チームも試合に出れるんじゃないかと思います。

それから、私の経験で申しわけないんですけども、ソフトボールが弱るんじゃないかという話が出ます。私は、決してそんなことはない、自分も高校時代ソフトボールをやっておまして、野球部がなかったんですけど、野球部のあるチームに負けます。それは、例えば、高知商業は、ソフトボールもあって野球部もありました。ソフトボール部は野球部のメンバーで、どうしても人数的にその中からレギュラーになれないという子供さんもおってすね、ソフトボールに入ったりするんです。

そこで、ソフトボールが弱らなくて、かえって強くなるのではな

いかというふうに、私の経験で思いますんですが、いろいろな、実施してみなければわからないこともありますけれども、ぜひ全面的に協力をいただくということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。この質問は以上にさしていただいて、次に移らせていただきたいと思えます。

次、2番目の道の駅の計画につきまして、お尋ねをしたいと思います。これは、第2回の委員会と思えますが、先日行われました。1回目は、もう2年前になると思えますが、おととしの12月だったと私思っています。そのときに会を行いまして、随分間があらきました。その間に、工科大に意見書を提出をしていただいて、それをもとに実施するかしないかっていうふうな方向性を考えるんだってというふうな方向性で今まできてまいりました。

そして、先日先ほど申し上げました工科大との構想策定案というものが出されました。その会の中でも結論というものは出ておりませんが、いろいろあの中にも問題はあるかと思えますけれども、町長がですね、工科大の提案を受けてですね、どのような感想を持っているのか、それをお聞かせを願えれば、ありがたいと思えます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。その道の駅につきましては、これはもうお話が出てからもう2年、あるいは3年経過しようとしておりまして、ということで、いまだに結論が出てないというのは、現状で、非常に道の駅の将来図を描いたときに、やっぱり経営的にもやっぱり厳しい面が、これはもう全国的なものだと思えますけども、あるという、そのことが時間の経過した要因じゃないかなあというに思っております。

そこで、これは、各地域で、やはり内容をきちっと充実して、そしていわゆるその関係者一同となってやれば、まだまだその可能性はあるという思いで、基本的な構想を工科大学に委託をさせていただいた経過、これはもう御承知のとおりだというに思っております。

その中の1つが、この33号沿い、高知から、いわゆる県境までの間に、これは道の駅のいわゆる正式な道の駅の立地はないというのが大方の国道の管理者、国交省の皆さん含めて、そういう背景がございまして、どうしても欲しい、あったらいいということで、この佐川町に道の駅という構想、そういうのが、それがこの事の起こ

りだというに私は理解をいたしております。

そこで、御質問の、先般 23 年度のいわゆる成果、これを工科大の担当者あるいは連携町含めて説明をいただきまして、委員の皆さんからも意見を踏まえしました。結論としては、まだ場所を特定はできませんけども、やはり佐川町の沿線のある部分には、まだ可能性はあるという評価を最終的にはいただいたということでございます。

これは、例えば規模だとか、あるいは参加する構成員、このこともが、これが必須の条件になるかと思えますけども、やりようによっては可能性があるという結論をいただいております。

じゃあ、町として、それをゴーカストップするかというのは、これからきちっとしないきませんが、大きなその問題の中で、実は御案内のように、中村議員も非常に深く関係をしております J A コスモスのはちきんの店。これはまあ、今、東京にも出し、あるいは大阪にも出し、高知にも出して、非常にはちきんの商品というのは、非常に人気が高いということでございますけども、その成果の報告の中に、はちきんの店と離れては、立地は、なかなか難しいじゃないかと、そういう結論もいただいております。

それを受けまして、実は、これは非公式でございますけども、それを受けて、私は、J A コスモスの伊藤組合長にこのこともお話をして、まな板に乗っていただけるかということをお話しました。

そしたら、当然それは、2つにはならんねえと。話には応じ合うという、個人的でございますけども、それもいただいております、これを受けてですね、これからはもうどこにつくるかということを決めんとですね、おおよそのことではいけませんので、これを誠意を決めるのは、きちっとした場所をある程度確定して、その中で、きちっとした検証をして結論を出していきたいなあというふうに思っております。

まだ、場所が、あの中では、報告書の中では場所がどうこうというのはできませんけども、ある程度まあ、の場所は、ここじゃないといかんじゃないかというような思惑もありますので、それを受けてですね、実際にやる時はどうなるということ、これはもう具体的な検討を、この1年かけてやっていって、それから結論を出していきたいなあというのが今の、現状でございますので、御理解願いたいと思います。

6 番 （中村 卓司君）

ありがとうございます。私も個人的に、そして、うちのメンバーとも話す中では、J A コスモスに、町長がお話をしていったらありがたいなあという話もしております、早速されたようでございまして、ありがとうございます。

はちきんの店の改修工事があることは、自分も役員でございますので、知っております、だいたい全部で、移す賃と新しく建てる、そしてあるものを壊す、いう金額で大体3億ぐらいかかるそうでございます。

3億かかるよりは、その町がこの提案をした一緒になってやるほうが、2つになるよりは、町長が先ほど申されたとおりに、1つになってやるほうが、もう、ものすごく有効的だし、効果もあると。しかも、この工科大の提言では、そのはちきんの店っていうものをターゲットにはされましたけども、もっとコスモスに関しましては、直販全体、斗賀野にもありますし、それから日高にもありますし、そして越知にもありますし、佐川にもあります。それ、コスモス管内が全部でございますので、その全てを網羅した生き方をするっていうのが、コスモスにもいいんじゃないかというふうに思っております。

佐川町は単体でございまして、コスモスは合併をして広い範囲でございまして、それは、クリアをせないかん問題が多少はあろうかと思っておりますけれども、はちきんの店を動かして3億というよりもですね、3分の1ぐらいは出していただいて、共同でやるというふうな方法もあろうかと思っておりますので、またひとつ深い間柄をつくっていただいて、より深く話が進んでいくようお願いをしておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでですね、町長の考え方ですけど、その時間的なものが非常に制約されてこようかと思っておりますけども、ここにですね、8日付けの新聞がございまして。

久礼、久礼が非常に頑張ってますよね。風工房とかそれからかつお祭とかやってやるんですけども、久礼にですね、大々的に、観光施設をこしらえるそうでございます。13年度ですから来年度です。久礼港は御存じだと思いますけども、津波の心配があってもものすごいところなんで、そこへ新しい施設を建てるのは少し問題かなという

記事もありますけれども、避難路とかいうものを黒潮本陣に構えながら、危のうないようなことでしていくというふうなことも記事も出てます。

ここもですね、随分前からですね、1995年度から準備をし始めて来年やるっていうふうなことになったんで、すぐにはいきませんが、できるだけ早くやらないとまずいというふうに思っていますけれども、そのこの辺の町長の認識をお聞かせ願えたらありがたいですが。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。先ほど、御答弁も申し上げましたが、これは、もう3年も経過をして、まだ結論が出んかというのは、これはもう行政のスピードとして非常に遅いと思いますので、実はもう具体的にもう決めるとしたら、もう場所もある程度特定をして、そこできちっとしたことを検討しないといきませんので、これは私、できたら年度内にですね、結論は出していききたいなというふうに思っております。

6番 （中村 卓司君）

どうもありがとうございます。人によっては、「もうやまったかや」という人もおるようでございますので、町長が、きょういただいたお答えで、年度内には、結論を出すということですので、ぜひですね、スピーディなお答えをお願いしたいと思いますし、また試算をするにもですね、必要やと思いますし、コンサルにも頼まないかんかもわかりません。

土地の場所にもよりますけれども、億という金が恐らく要るんじゃないかと思えますし、それで、あとレストランとか、それから喫茶工房とか、それから町内の、まあ言うたら、有名な司牡丹を含めてですね、ちちちも含め、売れるような窓口になっていくためには施設も必要やと思えます。

その上の箱物に試算にも必要でありますし、そのときの光熱費とか減価償却含めですね、るるの試算というものが必要だと思いますので、ぜひですね、前向いて進んでいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは次の質問にまいります。黒岩地区の河川でございます。これも毎年私がいつも質問するんで、申しわけないですけども、だんだんですね、動きがあるようでございます。で、もう少し手の

届くところまで来ているように聞いておりますけれども、担当課長のほうから現在の進捗状況、今後の進め方につきまして、詳しく説明をお願いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺 公平君）

黒岩地区、柳瀬川下流域の河川改修の関係でございます。去る4月の20日でしたが、平野公民館で、仁淀川中流域水害対策推進住民会議通常総会が開催されております。佐川町の住民の方、越知町住民の方、地元の佐川町議会議員の方、越知町議会議員の方、それと越知町役場、それと私どもが参加させていただきました。事業計画として住民会議が地権者等の取りまとめを主に置き、関係住民と地権者への啓発活動の活発化、また県越知事務所、越知町、佐川町、一層の連携を図っていくというようなことが決めております。

また、先月22日には、県の越知事務所で、県議会の企画建設委員会へ、柳瀬川下流域の河川改修をはじめとする治水対策を早期に事業化していただくよう、町長から直接要望もしております。

このような住民会議も随分活発化して啓発も既にもうしてきていただいております。また、両町からの要望も踏まえまして、県では本年度、平成24年度に、柳瀬川河川改修計画の策定をするということが決まって業務を進められております。

そして来年度、平成25年度には詳細設計、26年度には用地測量、27年度には用地買収をして、同年度に工事着手を予定したいというような回答もいただいております。

今後におきましても、越知事務所、越知町はもとより、地元の住民会議、地元の各位と連携しながら、この県計画が予定どおり実行されるよう努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

6番（中村 卓司君）

随分具体的に進んでいるようでございます。先日、当地区のある方とお話をする機会がございました。私の意見としては、その方に申し上げるに、やっぱり河川改修をする以上は、基盤整備っていうのも必要で、森議員の質問にもございますとおり、佐川町は、農業の地区でございます。で、黒岩には、その水害地があるおかげです、ね、農地がないというところで中学校から東のほうに団地が固まって、構造改善を少しした地域がございますけれども、そこも既に満杯と。

あと後継者としては、つくるところはないんで、黒岩の方でも斗賀野へ行って、栽培してるという方もおいでます。そんなことを考えますと、土地基盤というのが、整備が非常に重要だと思いますので、この際にですね、それも避けられないような方向でいていただくという案をです、示していただければいいのではないかと。

ただ、河川改修について、今から基盤整備という事業が並行してなされると、その河川改修自体が遅れるのではないかという心配をせられている方もございます。ただ、私は、それを並行してやらないと、並行というか、根っこにはそれがないとですね、河川改修だけではですね、本来の目的の半分という意味があるのではないかという意識を持ってるんですが、その点、どうお考えを聞かせていただいたらいいと思いますが。町長でも、担当課長からでもいいですが、どちらか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。今、中村議員おっしゃる、私は、とおりにやというふうに思っております。何で、元々という話がございまして、これは用地の問題で、かつての、もう済んでおらなきやならない柳瀬川の改修がだめになったという経過がございまして、これの一つは、用地の問題が随分と引っかかってた。

今回、今課長から話させていただいた、いわゆる将来計画でございしますが、これは一つは県のほうからも強く言われているのは、もう用地の地元の同意がない限りはなかなか事業化再着手は難しいよということ。これはもう言われてもこれはもう当然のことだと思えます。その中で、今お話がございましたその基盤整備。これはもうやっぱり私は、地権者の皆さんのその思いがあればですね、これはもうぜひにやっていただきたいというふうに思っております。

これは、私はもう、ひょっともう地元の方が高齢化も進んで、なかなかもう自分らでようせんというようなお声を、私は間接的に聞いたことがございますけども、気になって、若干それ今、後継者の問題とか、新しい農作物の問題とかあって、大変意欲のある皆さんも出てきたというに伺いしまして、その再度、下流域の皆さんのその基盤整備の思いがあるということが伝わってきて、私のほうにも間接的にも伝わってきておりますので、ぜひこれは、実現をさしただいただいたら、例えば、河川改修とその基盤整備と一緒にやれば、土の移動いうたもんとかお互いにある程度やっぱり助け合えると。

これはもう当然公共事業というのはそういうものですから、ぜひそれは、関係者の皆さんの思いを、やっぱり私は、きっちり大事にしながら、できるだけ行政としてやっぱり応援をしていくことが必要であるというに思っております。私、具体的にまだその話は聞いてございませんけども、若干その間接的に、そういう話が浮上してきつつあるということは承知をいたしておりますので、ぜひそれは、進めていっていただきたいなというに思っております。

6 番 （中村 卓司君）

国の機関は、河川と、その土地の関係が別ですよ、担当が。非常に、こうあんまり仲がよくないというような話も聞いてですね、両立というのがなかなかあっていう問題もあるみたいなことを聞きますけれども。それは地域の皆さんの強い要望で、そういう方向性ということになればですね、それは当然、町がですね、その間に立って、国、県の機関を動かしていくということが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、せめて、JA黒岩の支所から台住のあがり口ぐらいの、あの三日月になった土地、あれを全部基盤整備ができればですね、かなり広い土地ができると思ひますので、そういった構想もですね、頭の中に入れていただいて、事業を進めていただくことをお願ひをしておきたいと思ひます。この質問は、以上にさせていただきます。

続きまして、防災無線でございますけれども、難聴問題がですね、今回も議員さんの中で質問をしている方がおいでましたとおり、たくさん聞かれます。この間、びっくりしましたのは、越知の議会を傍聴に行ったときにも、越知でもそんな話が出まして、越知の防災無線はしっかり聞こえているんじゃないろうかというふうな話も思っておりましたところが、あそこでも難聴地域が非常に多いということに驚きました。どこでも問題があるかなあというふうに思いましたけど、特に、佐川町の無線というのは、ラッパ、拡声器が小さいので聞こえんかなあというふうな思いもしてましたけども、越知の大きいものにも聞こえにくい、さらに小さいので聞こえにくい、それから場所によって非常に聞こえにくいということがございました。

そこでですね、きのうの質問の中で、1千万で200機を新しく購入して割り当てると。割り当ての方法は、難聴地域の意見を聞いているがをもとにとというふうなことでしたけれども、具体的にですね、

例えば、半分以上、50%以上、60%以上、70%以上、そこの辺で割り当てがあるのか、またそういう地区が、何カ所ほどあるのか、そのアンケートを取ったですね、数字をですね、少しこの場で示していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 38 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、答弁願います。

総務課長 （岡林 護君）

お答え申し上げます。まず、その大体難聴世帯率がですね、高い部落といいますか、そこからちょっとお話ししていただきたいと思いますが、佐川地区では、東町6区がですね、総世帯数が33で、今、聞こえない、それから聞きづらいが24世帯ですか、それからあと島の土居で32世帯総世帯のうちに聞こえないが19、それから聞きづらいが13世帯。それから富士見町が248世帯中、聞こえないが192、聞きづらいが24と。で、佐川地区では、特にこの3部落がですね、今のところ、そういう調査になってます。

それから、斗賀野ですね、斗賀野が、西山組が22世帯中20世帯が聞こえない。それから二ノ部丁が33世帯中12世帯が聞こえない、それから聞きづらい、ですね。

それから次、黒岩。黒岩が、二ツ野が31世帯中25世帯が聞こえない、です。それから場所ケ内が、14世帯中12世帯が聞こえない、です。

それから尾川が、西山耕が、32世帯中17世帯が聞こえない。それから4世帯が聞きづらい、です。それから松の木が、聞こえない、は0世帯ですが、聞きづらいが36世帯あると、いうふうになってます。

それから加茂地区ですが、長竹が48世帯中33世帯が聞こえない。あと聞きづらいが1世帯と。

大体、今申し上げたのは、大体8部落、9部落です。もちろん、

それぞれの部落これより、今申し上げたほかの部落については、今申し上げた数よりは、もっと少ないわけですけど。特に、この先ほど申し上げた部落がですね、今のところ難聴率が高いということですよ。

ただ、全部落を対象に、昨年度調査をしたんですが、全ての部落からの回答ということではなかったんで、確か 80 何部落です。だから 100%の部落ではないので、まだ、これが全ての、今、正確な形ということではないかも知れませんが、現状では、そういうことでございます。で、ということです。

6 番 (中村 卓司君)

議長のおひざ元の富士見町、191 が聞きづらい、聞きにくい。200 機かし、割り当てがないんで、これ全部やりますと相当できんところができるわけですけど、6,000 世帯ですかね、佐川町には、前後、戸数があるかと思えますけども。年間に 200 機くらいでいきますと、30 年ですか、かかりますよね、全部行き渡るには。とんでもない数字になってこようかと思えますけれども、予算オーバー、オーバーというか、膨らましてもっと増やすということも考える中にあるかと思えますけれども、この今回の 200 機というものをですね、割り当てないかんと思うんですが、これをどういうふうに割り当てるのかっていうのも、少し聞いてみたいなあと思うんですが、この数字を出ますと、なかなか町としても、こういうふうに割り当てるっていうのは出しにくい、それから多分、その消防団員の方には、全員には、いってないかも知れません。そこのへん、ようわかりませんが。

それとあと、部落長さんの関係で、その部落長さんかわられた方にはもう引っ越しはしないというふうに、多分、引き揚げない。この前に質問したときに、引き揚げ費用が数千円かかるんで、何か、引き揚げないほうがええんやないかっていうふうな意見も申し上げたんですけど、そこいく前に、少しその割り当て方法についてですね、考えちゆうことがありましたら聞かしていただきたいと思いますが。

総務課長 (岡林 護君)

お答え申し上げます。昨日、今橋議員の御質問にもちょっとお答えしまして、重複する部分あるかと思うんですけど。去る 5 月 30 日に、消防団とか、それから消防団の幹部とか、あと消防本部、そ

れから自主防の関係者の方にお集まりいただきまして、検討会を開催いたしました。

その中で、この戸別受信機をどういう形で配備していくかと、基本的には優先順位ということになるかと思えますけど、そのあたりについても御意見をいただきました。

先ほど御説明したように、特に、例えば富士見町、数からしたら確かに突出した数で、なりますけど、まあ大体平均的に、総世帯のうち半分以上の世帯がですね、聞こえないとか聞こえづらいところを、やっぱり優先的にやっていったのが妥当であろうと。

つまり各地区単位じゃなくて、例えば、ことしは尾川地区、黒岩地区やって、次やという形じゃなくて、まず聞こえづらい、聞こえにくいところが多いところからやっていくと。ただ、先ほど申し上げましたように、一部落だけでそれだけの世帯数とかですね、いうことがありますんで、ただそこまでの、今、具体的な、その今申し上げた部落の中で、なおかつまだ優先順位とかいうことも出てこようかと思えますんで、そのあたりは、いろんな関係者とかですね、各部落の御意見も伺いながらですね、検討はしていきたいと思っています。

6 番 （中村 卓司君）

それにしてもやりにくいですよ。で、どれぐらい部落に割り当てるのか。例えば、全体的な難聴数の比例で何%、全体的な、このいわゆる今教えていただいた数字を全部足しといて、富士見町が何割なので、200 機のうちの何割渡すじゃあいう計算も、恐らく、しにくいと思うんですよ。

話し合いの中でっていうことも、これなかなか決めにくい。内々の、奪い合いになるっていうことも起きりゃせんかと思ひゆうし、それから役場のほうが、割り当てで、「もう、こうや」っていうことを言っても、なかなか納得してきにくいところがあるかと思ひますけども、いわゆるその 200 機という自体が、少ないんですよ。

これは、それこそ補正を組みながらですね、ソーラーシステムのお答えではないんですが、何とかですね、倍、3 倍っていうふうな予算は組めんもんでしょかね。

総務課長 （岡林 護君）

200 機は、あくまでも本年度分の 200 機でして、5 カ年計画で 1,000 機という形で、今のところ計画を立てております。だから、

仮に、ことしできなかつても来年とかですよ、だから、ことしが全てではありませんので、ことしは、ひとまず 200 機。そして来年 200 機と。いう形でやっていきますんで、決して、今、申し上げた部落が全然、ずっとつかないとか、いうことではありませんので、あくまでも、若干ただ、年度です、遅れが生じることはあるかもわかりませんが、とにかくこの 5 カ年の中で全部やる、少なくとも難聴という答えが返ってきたところに関してはですね、やっていくというふうに考えてます。

6 番 (中村 卓司君)

わかりました。5 カ年計画でいきますと、1,000 台でございまして、そこは十分に考慮されて割り当てをお願いするようにしまして、話し合いも十分にさせていただきたいというふうに思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

そこです、きのうも少し 3 階で、議長と話をしよったがですけど、0127 ダイヤルで、放送が聞けるシステムがありますよね。それを御存じのない方がですね、随分いるんじゃないろうかというふうな話をしておりました。

いろいろな会で、それから広報で、その周知はしてると思うんですけども、まだまだ不十分ではないかと思ひますけれども、そういうふうなことを周知徹底する方法をですね、いくつかとるべきだと思ひますけれども、どんなお考えでしょうか。

総務課長 (岡林 護君)

周知するためにですね、確か、今月号の広報にも一番裏面にですね、今月号でしたか、先月号でしたか、ちょっと今手元にないんで正確ではないですけど、一番裏面に載せました。番号はちょっと今覚えてません。私の携帯にはちょっと入れてますけど、0120 からの数字になってきますけど、いわゆるフリーダイヤル、お金がかからないダイヤルにして、極力ですね、その番号を、大体皆さん今、携帯をお持ちなんで、携帯の中に、もう取り込んでおいていただいたら、すぐですねかけて、直近の、ただ、これあくまでも直近の放送ですけど、先ほど何言うたろうというわからんときに聞くということなんですけど、それについてののは、広報では……載せております。その他まだ、いわゆる周知方法はですね、またより検討してですね、まだまだ足りない部分があるろうかと思ひますんで、より検討してやってみたいと思ひてます。

6 番 (中村 卓司君)

何重にもカバーをしてほしい、例えば、そのシールをですよ、電話にはっておいて、すぐ聞けると。広報にやって、広報を探してもって電話をするっていうのは、なかなかできませんよね。だからそのシールを配るとか、何らかの方法です、徹底する。

それから部落長会長さんの会とかですね、いつも、そういうふうのを何回も繰り返すと。まだまだ、私の頭の中ではない方法もいくつもあるかと思しますので、何とか、それを周知をします。で、この難聴地域の完全になるまでの間にですね、自助努力をお願いをしておきたいと思しますので、お願いしたいと思しますが、もう一点だけ。

その難聴地域の中で、先ほど言った移転、いわゆる、まあいわゆる部落長さんがかわられたり、例えば、私たちも議員でなくなったりした場合に、一応、まあ言うたら、取り上げられるというか、持っていかれるわけですけど、それをしないっていうふうなことも、チラッと話も出たというふうに聞いてますけども。話が出てなければ、今後ですね、そういう部落長さんがかわられたりするとき引き揚げるというふうなことをせずにはですね、引き揚げ費用というものも要すると思しますので、そういったことで置いていただくというふうな方法にしてほしいと思しますが、どうでしょうかね。

総務課長 (岡林 護君)

お答え申し上げます。そういう形で決めているわけではないんですけど、例えば、要望がございます。部落長さんから、やっぱり置いちゃいてくれという要望もございますし、それから実際、これからですね、今やってることは難聴地域を減らすために、こういう普及してるわけですから、戸別受信機を。で、将来的には、できるだけ多くの世帯がですね、やっぱり外のラップだけでは聞こえないこともありますんで、普及するっていうことは大事なことです、と思しますので、そういう方向でちょっと考えていきたいと思ってます。

議員さんにしても、部落長さんにしても、あと民生員さんにしても。もし、かわられた場合にですね、やっぱり置いちゃきたいと。単に置いちゃきたいということだけじゃなくて、基本的には置いちゃいてもうて、次の新しい方には設置していくというようなことで、ちょっと検討していきたいと思ってます。

6 番 (中村 卓司君)

この際ですから、もう決めちゃってもらいたいというふうに思っておるがですが。検討するじゃのうてですね、ぜひですね、決めておってもらいたいと思います。また、部落長さんなり、その民生委員さんなり、それぞれですね、なぐれてやっています。ちょっと言葉には語弊がありますけれども、置き土産みたいな形でですね、置いていただければ、報酬にも近い価値があるんじゃないかと思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

それでは、次に移ります。5番目の、下水道最終処分場予定地の跡地ですが、それをですね、どのように、今なっているのか、話を聞きますと、補助金返還についてのいろいろな手続きとか、利用の方法とかっていう検討しているようでございますけれども、今後どのように動き、今の現在等、今後どのようになっていくかを、お聞かせを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

特定環境保全公共下水道事業でございますが、ことしの1月27日に、高知県公共事業再評価委員会で審議をしていただきました。そして、ことしの2月20日に、事業中止という審議結果の通知をいただいております。

具体的には、人口減少や高齢化の進展などによる社会情勢の変化から、集合処理の下水道事業が非効率となり、費用対効果も小さい。また下水道事業の代替えとして、個別処理である合併浄化槽を推進することから、事業中止という決定通知を受けてございます。

これを、この通知を受けまして、現在事業廃止の手続き、及び受け入れ済み補助金の取扱いについて県と国土交通省の四国地方整備局と協議を行っております。正式に事務的に事業を廃止する。今まで受けております補助金をどのようにするかということの協議ですが、その協議の中で、取得しております用地について、今後の利用計画を明確にすると。今後の利用計画について尋ねられる項目がございました。その中で、具体的な計画構想はないものの、新規就農者育成の研修農場の整備にしていってらという構想を整備局のほうにお話しておるところであります。

6番 （中村 卓司君）

大変結構なことだと思います。後継者の数がだんだん増えて、十数名というふうなことも、話も、きのうの話に出ておりました、大変結構なことだと思いますが、その補助金残額、残の処理というの

はどういうふうになされておりますかね。

戻さないかんお金があるのか、もうそういう処理をすれば、全て返還をするにようばないようになるのか、それも聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

この事業、平成4年に基本計画を立てまして、平成13年度まで事業を実施してます。管渠の設計をしたり、最後の2、3年の間は、用地の購入とかしてきて、1億円余りの補助金が入ってございます。2種類に分けまして、今言いました用地の購入費と設計費でございます。これについて、もろた金額が1億余りですので、これをどんなふうに取り扱うていくのか、町としてどれだけ国のほうから返還命令をされるのか、そこのあたりを整備局のほうで、直接協議を今、さしていただいております。

まだ、具体的には、いくらというようなことには決まっております。鋭意、この交渉をしながら、手続きをしながら、その金額なんかが決まってくるものであります。

6番 （中村 卓司君）

建物、箱物でいきますと、だんだんこう下がっていくんですけど、いわゆるこの補助金1億円というものはもうそのまま下がらずに、そのまま、全額が残るということでございますかね。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

建物でしたら、減価償却ございまして、普通返還していくときには、残額ですね、償却残ということになります。今この特定環境でやっておるのは、設計。設計ということは、設計成果品をつくって、それをもとに事業へやるためのもの、これは、ほかのものには全く使えるものではないです。そういった設計に充てておるものと用地費、用地の場合も、今、交渉の中で話しておりますものは、当時の取得価格と比較して、近年随分地価が下がっておりますので、現在の地価、そういったものにしていただけるのか、さらに、ほかの取り扱いがあるのかとか、いうようなところを協議の中でさしていただいております。

6番 （中村 卓司君）

こういう時代で、地方自治も団体もですね、お金がないわけでございますので、そういうことも十分に考慮していただけるような話を進めてですね、できるだけ返還のないようにですね、努力をして

いただきたいと思しますので、よろしくお願いをしたいと思いがすが。

このことで、もう一つお聞きしたいんですが、その農場、農業後継者農場といいますか、そういったことで計画されているようでございますけれども、具体的に、こういった形で生徒さん募集なり、そして後継者なりを、ハウスを建てるとかですね、それから講師とか、それから田村君ところでもやっておりますような生徒さんを入れるのか、そのような具体的な話がありましたら聞かせていただきたいと思いがす。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

先ほども言いましたように、今のところは、具体的なものはまだ考えてないです。まだ、SOELのほうでは有機農業として研修生を受け入れて、一定の成果が、ことし3年目になります。町のほうから委託をしてから、一定の成果が上がりつつあります。

もっと広い意味で、先ほども質問議員言われましたように、森議員の質問にも答弁さしていただきましたように、20年度から23年度で、新規就農者15名、それから本年度以降に就農するであろうという方17名もおいでになります。今後さらに、こういった方増えてくることも予想されますし、黒岩では、圃場整備がわずか4.7ヘクタールしかできてないのに、そこには団地化がされておりますが、後継者あるいは若者が、ほかの地区の人口比と比べて一番おります。

これも今、質問の中で、圃場整備とかいうこともありますが、若者定住Iターン、Uターン、Jターンを進めていくのには、やはり佐川町では、この平場農業あるいは果樹永年性を生かした農業が基幹の産業になってくるのは当然で、これからはしていかないかん。だから、そういった方々の受皿として、関係機関、なかなかやってくれるところ、前から質問もありましたが、ないです。そして、もし町がみずから関係機関、あるいはさまざまな関係者と一体になって入っていただいて、そういった農場ができんかということでお話した程度のものでして、今、今現段階で、具体的にどれだけ受け入れして、どんな内容でどうしていくとか、研修内容はこうだとかいうのは全くまだ考えてないところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

6番 （中村 卓司君）

関係機関と協力しながらというお話がございました。それが関係機関がないということでございますけれども、本来なら、JAがその役目を請け合いながらですね、町とタッグを組みながら進めていくというのは本来だというふうに、私は思います。

私ごとでございますけれども、農協の理事もやらさせていただいておるんですけども、担当職員にそういうスクールを立ち上げる稟議書を上げてみよということも提案をしています。もし、そういう話がきましたらですね、町とそのタッグを組みながら、その跡地をですね、有効に活用していただけるように、お願いをしておきたいと思いますが、いかがでしょうかね。その点について。

産業建設課長（渡辺 公平君）

よその事例なんかでは、JAそのものが研修農場をこさえて研修させて、一方では、新規参入の方の研修をして、さらには、既に就農しておる方にレベルアップ図るための研修農場をつくって、隣側には立派な立派な直売所がある。今治にありましたわね、ああいうところをやっておるところもあります。

ちょっと、コスモス農協管内、町村、多うございますので、なかなかそこなところまでは、佐川町だけの支援とかいうことには、なかなかならんようですけど、斗賀野支所あるいは佐川支所と連携しながら、それができればというふうに思うておりますので、どうぞ、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

6番（中村 卓司君）

JAと、それぞれ仲良くですね、つき合いながらしていかないかんとところもございますので、また町にも頼っていかないかん部分もJAもあろうかと思っておりますので、そういうお話が生まれましたらですね、ひとつ卵を暖めながら、鶏をかえすようにですね、努力をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

この質問は以上で終わります。次に移ります。

これは、片岡議員からも質問ございました。久万高原町の産廃施設ということで、なかなか問題し始まりました。愛媛新聞にも、片岡議員から言われたとおりですね、載ったことがですね、発端となりまして、インターネットにもですね、インターネットにも掲載をされてですね、少し引っ張り出しましたけれども、このようにですね、いろんな問題が出始めました。

そこで、愛媛新聞が取り上げて、大きく、問題になりつつあるん

ですが、片岡議員のほうから質問で聞きましたので、重複をできるだけ避けたいと思いますので、私のほうから少し申し上げておきたいことがございます。

この発端はですね、23年11月の13日、株式会社T O、大宝採石工業と大野開発という会社ですね、くっついてT O、いわゆる頭文字をとったと思いますが、T Oという株式会社を100万円の出資ですね、立ち上げました。これは、わざわざですね、この採石を取った跡に、それに産業廃棄物を入れて処理をするというふうに会社をこしらえたわけでございます。

数年さかのぼって、何年前になったか忘れましたが、久礼で、同じ会社が、大野工業ですね、採石場の跡地にですね、こういう処分場をこしらえろうということで、やった経過がございます。けれども、そこはですね、利用せずに放置をした状態になってます。そのときにですね、経過は、久礼の町長はOKのサインを出しました。県がいかんということでですね、止めたそうでございますけれども、当時、町長も多分、県におられたと思いますけれども、県が裁判にしまして県が負けました。

これは、どうしてそんなになるのかということですね、私も少し、高知県の、先ほど片岡議員も出されておりました規定を示されておりましたけれども、高知県の規定もですね、ほとんど同じでございます。それから、申請の仕方もほとんど一緒でございます。

ということはですね、高知県でやった事例がそのまま愛媛県と同じ事例になっていくわけです。ということは、当時、裁判でですね、県が負けたという経過はですね、県は止めたけれども、町がOKを出したんで止まりませんでした。それで、業者が勝ったんです。ということは、どこまでがラインかということになりますと、町の執行部、町の意見書というのが最低のラインになります。

町長はもう既に、こういう細かい申請の仕方も御存じだと思いますけれども、ちょっと僕のほうから申し上げます。ここにですね、申請の仕方の用紙があります。多分、町長はこれ御存じだと思いますけれども。

まずですね、事前協議というのがあります。ここに細かくて申しわけない、資料、そちらのほうに配ったらいいですけれども。順番にありまして、上側に4項目、事前協議があります。その2番目のところに、町の意見書をつけて出ささいというのがあります。実

はここがラインです。そのときに、町長がOKというふうな意見を出したら、もう最後の端までずーっと通ってしまいます。

で、当時、その久礼でやったのが、この町長がサインをOKを出して、ずっと上のほうへ行ったときに、県の意見書があります。そのときに県が、いかん、と止めたんですけど、裁判では負けました。町がOKを出していたんです。

で、これは佐川でも同じ例がありまして、私が勉強しました。というのは、西山にあります施設があります。名前は申し上げませんが、そのときにも地域の皆さんから反対が起きてですね、そういう申請をしました。それで、当時の町長に、意見書にOKと書いたらだめですよ、と一生懸命言いましたけれども、町長の意見というのは、個人的意見に近い。どういうふうな間柄にあったかっていうのは、今は知るよしもありませんけれども、OKの文字を入れて県に送りました。それで、全てOKです。そういう手続きですので、もし、地域の皆さんが、このことについて反対をするやったら、ここを止めんといかんのです。

そこでですね、今、どの段階になっているか、というたらずね、一番目の項目までできてます。一番目の項目というのは、事前協議の提出です。事前協議というのは、地域の皆さんのOKの承諾です。これはもう業者が既に取りました。

それは、愛媛県の規定では、もう町長も御存じだと思いますけど、数キロ範囲ですかね、キロ範囲の方のOK、そして関係機関といいますと、最近、その先ほども片岡さんが言われたように、漁協、影響する漁協、そして水利組合、というのが影響してきます。

水利組合は全員で反対です。けど、漁協は9対4で、先ほど言ったように賛成になりました。ということは、周りをだんだんに業者はですね、OKの方向に進めているというのが現実です。だから、必要なのは、仁淀川水域として、下流に害が受けるのであれば、地域も挙げ、高知市も含め県下を挙げて反対運動を起こすかし、ないというのが現実です。

そこで町長は、今現在ですね、仁淀川流域交流会議の会長さんですよね、今。違いますか。そうだと思います。で、会長さんの立場でございますので、特にですね、頑張ってもらわないかん立場にあらうかと思っておりますけれども、そういうことを含めまして、意見をですね、あればですね、片岡さんにも少し言いましたけれども、重ねる

ことがあるかも知れませんが、お願いしたいと思います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。先ほどの片岡議員の御質問も同様な御質問でございまして、私どもも、思いは同じでございまして。ただ、行政として、明確に、今、表明するという状況じゃないということを経験しながら、流域と市町村と一体化になって、この問題には取り組んでいくというのが、片岡議員の質問でございまして。本来ならやっぱり仁淀川ブルー、先ほども話しましたが、これはやっぱり、例え実害がなくてもやっぱり上流域にそういうものがあるということはですね、やはり、気持ちの上ではやっぱりマイナスに非常になるということで、でき得れば、やっぱり私どもも、産廃施設というのは欲しくないというのは、これが私の本音でございまして。

ただ、行政側として、今、久礼の話もだんだんとございまして。あの久礼の、私の記憶では、産廃じゃなくて、あれは、確か採石の開発行為の問題だったように私は理解をしておりますけれども。ちょっと中村議員さんがその後の状況をお調べになって、その産廃処理かどうか、私は、あのときは採石採集の開発行為というに理解をしておいた。

それはもう開発行為というのは、確かに、そういう前段の環境を影響評価でとか、いろんな話、事前の調査をしながら進めていくと。これは多分、裁判というのは、個人のいわゆる権利、それと周囲へのいろんな影響を、そういうものを裁判所が判断をしたというに考えておりますけど、あの当時の随分と議論があったと思います。地元はOK、業者も出したのに知事がいかんという、あの当時は、確か橋本知事が、そういうな思いで頑張っていたんですけども、最後には、行政側が負けたと。

非常に個人の権利というのは、非常に日本の社会では強いという印象を受けたのが、私はあのときの裁判の結果だというふうに思っておりますけれども。この問題につきましては、やはり、これは一つは、若干やっぱり私どもも危惧されるのは、日高村の産廃施設が、ほんとに仁淀川の、そのど真ん中にあるという形もございましてから、これは当然、ため池をしないということで立地をしますから、そういうな形のもの、私どもとしては、ぜひその下流域に影響のないような形での、影響をなくするような運動を展開していくことが、まず、行政として、あれがいかんというふうには、なか

なか今だんだんとお話の中で、難しいと思いますけども、これはやっぱり先ほども申し上げました。

やっぱり連携を取りながら、これは当然久万高原町も含めて、あるいは、砥部町、それからもう一つ内子町、このあたり連携を取った道路を中心ですけども、お互いに観光の面でもいろいろ話をしていこうやというふうな話もあっておりますので、この問題も当然議論をしながら、きちっとした対応を私どもとしてはしていかなければならないということでございます。

そしてもう一つ、やっぱり県同士の話もございますから、私は、先ほど申し上げました県の担当課でございますけども、今どういうふうな動きですかということも伺いをした経過がございますして、こういうことをきちっとやっぱり注視しながら、やはり私は、この問題は、関係市町村の連携、これを強めていくということが非常に、私は重要になってくるというふうに考えております。

その中で、個人的で、ほんと個人的非公式でございますけども、あの久万高原町の地元の町長さんのお話は、町の執行部も議会も反対ですということ、この間私は伺ったばかり、これはあくまでも非公式でございますから、その点はひとつ御理解を願いたいと思います。以上です。

6 番 （中村 卓司君）

地元の町長さんの心の中というのはのぞけませんけれども、大変苦慮をされゆうと思います。地元の、一方は、大野工業さんは愛媛で、そして四国一、西日本一といわれる産廃業者、片っ方は、大宝採石工業というのは、ほんと久万高原町の人らしいです。そういうこともあって、いろいろなしがある中ですね、苦慮をされゆうと思いますけれども、周りが反対っていう運動をどんどん起こしていけば、町長さんもその理解の上に立って、言葉どおりの、町長に返事をした言葉どおりの行動が起こせるんじゃないかというふうに思います。

そこです、まだ恐ろしいことが一つあるのはですね、この、町長さん、多分現場見に行ったかもわかりませんが、3ヘクタール、穴の大きさ3ヘクタールで、100万トンの処理ができる。まあ言うたら捨て場ですよ、処理場ですから。捨て場ですよ。そこは現在、何のシートもされてませんが、業者いわく、砕石場で下が岩盤なので、水が抜けません。しかも防水シートを敷くか

ら大丈夫というふうなことを言ってるらしいんですけど、そこへ、現場に見に行った人が、大雨の日に行っても、全然水がたまってない。全部たまってない。そのしかも、その久万高原町の川ってというのは、愛媛県へは一個も流れません。全部、こっち 100%。だから愛媛の人はやってもうても、影響はないって言う人もおるらしいんですよ、中には。

影響するのは、こっち。そういう意味もあって、すごい影響がある。100万立米っていうて、地元の、久万高原町で出るゴミを処理したら、聞きましたら、何と200年分だそうです。久万高原町から出るゴミの200年分がそこ、100万立方の中に含まれるんです。200年も。

そうすると、その余分が、恐らく業者としては、よそから全部持ってくる。話によりますと、南海大地震の産廃処理もするということふうなことをふれ込みにあるらしいですね。ということは、東北の震災ということも当然視野に入れる。で、これはゴーサインがでたら3年でできるそうです、3年で。3年でできたらですね、その東日本の災害処理が終わってるか、当然終わってませんよね。

そうすると、大変危険な状態になるというふうなことが心配されます。繰り返しますが、下流の地域が手を携えてですね、スクラムを組んでですね、反対に運動をですね、展開するということが最後に残された最も有効な手段でございますので、町長もひとつですね、そういう方向で、ほかの市町村ともお話も進めながらですね、頑張っしてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、コメントがあればいただきたいと思います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

具体的に、今集まって、この問題を議論をした経過がございせんけども、それぞれの立場で、首長さんには、今後の対応というのはお互いにやっていかないかんというようなお話もさしていただいておりますので、今、きょうの御意見も踏まえて、いろいろな立場、立場あるいは、協議の場で、この問題については、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

6番 （中村 卓司君）

どうもありがとうございました。「やってみて、やらせて見せて、褒めてやらねば、人は動かん」ひとつよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議長 （永田 耕朗君）

以上で、6番中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため1時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午後 1 時

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8番松本正人君の発言を許します。

8番 （松本 正人君）

8番、日本共産党の松本です。通告に従って質問をいたします。

まず、放課後児童保育について、お伺いをいたします。通告書には、放課後児童保育というふうに書きましたけれども、正式にはですね、放課後児童健全育成事業ということだそうです。通告書にも書いてありますとおり、放課後にですね、10歳までの児童について、学校が終わってからの放課後の過ごし方についても、両親がですね、仕事等でいないと。うちにいない、そういった児童については、きちっとした対策をとることということで設けられたものでございます。

次世代育成支援対策推進法というのがありまして、それに基づく行動計画策定指針というのがございます。これで、市町村の行動計画といたしまして、中略をいたしましてですね、「放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園をはじめとする地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童の全てを受け入れる体制の整備を目標とした計画的な整備が必要である。」というふうにされております。

そこで、我が町でも、放課後児童クラブ、そして放課後児童教室というものが存在しております。まず、この2つのものについてのですね、我が町での取り組みがどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

教育長 （川井 正一君）

お答え申し上げます。町内の4小学校におきまして、放課後に、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを1校、これは佐川小学校でございます。それから放課後

子供教室を3校、これは残りの斗賀野、尾川、黒岩の各小学校で開設しております。

それで、受け入れの、現在ちょっと若干日を追って人数が変わるんですが、4月当初の人数でいきますと、放課後児童クラブと言われます佐川小学校では、53名のお子さんをお預かりしております。そして、放課後子供教室の斗賀野小学校では58名、尾川小学校では37名、黒岩小学校では31名の、それぞれのお子さんをお預かりして、放課後の子供たちの健全な育成に努めておるという状況でございます。以上でございます。

8番 (松本 正人君)

もうちょっと詳しく言うていただければと、そんなに遠慮せいでいいんじゃないかというふうに思いますけれども。先ほど児童クラブ、児童教室ということで、児童クラブについては、佐川小学校で行われていて、これは、先ほど53名ということでしたけれども、定員が本来は50というふうに聞いております。で、現在は51名というふうに聞いております。

それで、その51名を4人の方ですね、見ておられると、こういうふうに聞いております。それから斗賀野小学校、それから尾川小学校、黒岩小学校は、それぞれ教室ということになっていて、これはそれぞれ2人ずつで見られてると、こういうふうに聞いておりますが、これでよろしいですか。

教育長 (川井 正一君)

お答え申し上げます。佐川小学校では4名の指導員を配置して見ております。それから斗賀野と尾川につきましては、現在2人でございます。安全管理員と、放課後子供教室の場合は、安全管理員という言い方をするようですが、それが、それぞれ2名と、それから黒岩小学校は、現在3名の方がおいでます。以上でございます。

8番 (松本 正人君)

それで、クラブというのとですね、教室というのが、こう2種類あるわけですけど、この違いを説明いただけますか。

教育長 (川井 正一君)

御説明申し上げます。まず、所管する省庁が違います。まず放課後児童クラブ、これは佐川小学校の場合ですが、これにつきましては、厚生労働省が主管しております。目的としては、いわゆる保護者がいわゆる働いておるとか、いうふうなことで、昼間家庭にい

ない、おおむね 10 歳未満の児童の対象に適切な遊び及び生活の場を提供する。10 歳未満ということで基本的には、小学校 1 年から 3 年生を対象にしておるというものでございます。

一方、ほかの 3 校で実施しております放課後子供教室は、文部科学省所管の事業になります。これは、全ての子供を対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動などをその中で行う、こういうことでやっております。以上でございます。

8 番 （松本 正人君）

そこでですね、50 人を超える佐川小学校、それから斗賀野小学校ですね、こういった人たちをですね、4 人あるいは 2 人というような体制で面倒を見てるということですが、そこでですね、現在、町民の方で、来年、小学校に入学されるという予定の方でですね、いわゆる発達障害をお持ちのお子さんがおると。こういうことで、現在、小学校では、この児童についてはですね、受け入れをするということになっているそうですけれども、しかし、放課後についてはですね、この児童を保護されている両親は、昼間は外へ働きに出ていると。しかも町外へ出ておられるということにして、非常に手がかかる状態で、このような状態ではですね、とても不安で、仕事もままならないんじゃないかということで、心配をされているわけです。

で、こういうお子さんについてはですね、県のほうでもですね、こういった発達障害児の利用確保を図るために、適切な配慮をするものということで、これは発達障害者支援法の中でうたわれておりますけれども、こういったものに従いまして、県でもこういった方については、特別にですね、施設整備であるとかその他の受け入れに必要なことについて、支援をするという制度もございます。

これを当然やるとしたら、利用するということになると思いますが、いずれにいたしましても、1 人でもですね、こういった親御さんの不安というものは解消しなければならない、親の不安だけでなく子供の育成にとっても、これは必ず現代の世の中では必要なものかというふうに思いますが、こういったお子さんについて、じゃ佐川町ではどういうふうに考えられているのかお伺いしたいと思います。

教育長 （川井 正一君）

現在の、まず状況を申し上げます。現在、いわゆる障害のある子

供の受け入れにつきましては、放課後児童クラブで1名、そして放課後子供教室で1名の合計2名が在籍しております。

今後につきましても、保護者の意向や子供の障害の状況等勘案しながら、基本的には受け入れる方向で対応したいというふうに考えております。

8番 (松本 正人君)

そこでですね、基本的にはというふうに言われましたけれども、基本的にじゃなくてですね、必ず受け入れていただきたいというふうに思います。それはですね、いわゆるその児童を受け入れることによって、例えば人員を増やさなければならないとか、予算が増えるとかですね、そういうことがあってでもですね、しっかりとした対策をとっていただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

教育長 (川井 正一君)

お答え申し上げます。まず、そのお子さんの障害の状況が一番重要になろうかと思えます。現在、そのお子さんが、いわゆる放課後児童クラブにしても放課後子供教室にしても、集団での指導をやっておる、そういった状況下で受入れが可能なのか、あるいは個別指導的なものが必要なのか、まず、そういったことを見極める必要もございまして、まず、できるだけ早く私どもにご相談いただきまして、子供さんの障害の状況を見させていただきたいという思いが1点ございます。

そしてまず、それが基本的な、まず考えでございまして、そういった中におきましても、子供の、先ほどからお話がありますように、基本的に受け入れるということは当然でございまして、障害の状況によりましては、集団での指導でありますとか、安全管理が十分できないということも想定されますので、そういった場合、専門的知識を有する指導員の確保、あるいは施設面の充実といった条件整備も必要になってくることも考えられます。

そういったことをするためにも、できるだけ早く私どもに御相談をいただければ、というふうに考えております。

8番 (松本 正人君)

ぜひ、そういうふうをお願いをしたいわけですがけれども。ひつこいようですがけれども、そういうお子さんの状態をみるというのは、それはまあ当然のことであると思えます。で、そういったお子さん

の状態に即した対策ということではなければならぬというふうに思いますが、いずれにいたしましてもですね、マンツーマンになろうとも、しっかりとした対策をとっていただきたいというふうに思います。ちなみに、今現在ですね、そのようなお子さんを持つ保護者からの要請と、要請というか相談ですね、こういったものはありますか。

教育長 （川井 正一君）

現在、斗賀野小学校のほうで約1名、そういうお子様の保護者から御相談をいただいております。

8番 （松本 正人君）

それでは、1番についてはよろしくお願いをいたします。

次に、2番目の項目についてお尋ねします。

（仮称）霧生関公園が、現在建設途中ということになっていますが、この建設予定地にですね、私有地が残っていると。この私有地についてはですね、後に町有地と交換をするという念書を交わしていると、こういうことが3月議会で確認されたわけですが。その後この詳しい中身について、町長は、後で説明をすると、こういうことでしたけれども、いまだにそのアクションがですね、町長のほうからないわけで、そういうことで再度お尋ねをするということになったわけですが、まず、このことについて説明をいただきたいと思えます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

松本議員さんの、霧生関公園の質問について、お答えいたします。まず、お断りでございますけれども、3月議会で経過という話をいたしましたことも事実でございます。その後、実は、大変申しわけないこととでございますけれども、当初交わした覚書、このことが若干町有側の理由で、どうも履行できかねるという状況が判明いたしましたので、現在のところ、関係者の方ともう一度話し合うということで交渉中とございまして、まだ結論に至ってございませんので、まだお話しすることができないので、まず、お許し願いたいと思えます。

それを前段にいたしまして、実は、この霧生関公園につきましては、御案内のように平成10年度末に、いわゆる公園用地として町が買収をいたし、用地を取得をいたしております。それから、私がかかわったのが、平成19年、これは御案内のように、佐川中学校の用地造成の残土処理を埋めるという段階のときに、関係者、土地の

関係者とお話をさしていただきまして、協力をしましょうということで、同意を得て、埋め立てを実施したというのが状況でございます。その後公園として建設しなければならない土地でございましたので、その所用の盛土につきましては国土交通省、県と協議もいたしまして、それぞれの残土から頂戴いたしまして、ほぼ予定の数量が、埋め立てが完了したという段階でございますけれども、その後、そういう新しい事実というか、若干、その交換ができない、できにくいという、今のままではできにくいということでございまして、関係者にそのことをお話をし、もう一度協議をさしていただきたいという申し入れをして、現在に至っております。まだ、先ほど申し上げましたが、結論が出ておりませんので、その結論が出次第、またいろいろな形で御報告を申し上げたいというに思います。まだ、完結しておりません。

8 番 （松本 正人君）

完結してないということですが、先ほど、平成 10 年度に取得をしたということですが、ちょっと主語が抜かれましたが、この平成 10 年度に取得した土地というのは、いわゆる今言った交換の対象となっている町有地ということですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。もちろんその含まれた内容で買収をいたしております。

8 番 （松本 正人君）

含まれた内容というのは、ちょっとよくわからないんですが、先ほど言った 10 年度に取得した土地というのは、それがあんまりアバウトな話じゃあいかんと思いますので、そしたらその交換の、交換の覚書をしたですね、その町有地ですよ、これが、再度聞きますけど、何年に購入して、どういう購入方法で取得して、それが何平米で、そしていくらで購入したのか。そして、その購入金額というのは、どういう理由でそういった購入金額になったのか、そういったことを御説明願いたいと思います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。詳細な数字につきましては、担当の課長のほうから御説明をさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

霧生関の町有地につきましては、これは、高知国体でサッカーを佐川町でやるということになりまして、現在、スポーツパークさかわ、できております。1面のサッカー場ができてございます。当時は2面のピッチ、サッカー場をつくるという構想がありまして、2面つくるのには、現在できておる1面の後ろ側、山を切り、それを整地してからつくるという構想であったと思います。そうしますと、大量の残土が出てまいりますので、その残土を埋め立てするところが、現在の霧生関公園（仮称）の土地が指定されたところです。

そのため、平成10年度末に用地が取得されまして、面積が3万2,900平米、全体面積が3万2,900平米でございます。土地開発公社のほうが先行取得をしてございます。

そして、その後、1～2年か、3年ぐらい経過して、町のほうが買い戻しをしてございます。確か、1億2～3千万円あたりで町が買い戻しをした土地であったと認識しております。地目は、もうほとんどが農地であったと。これは、国道から、こちらから行きますと、右手にずーっと下の方に水田が連続しておりましたが、大部分がそのような水田であったと。地目は水田であったというふうに認識しております。以上です。

8番（松本 正人君）

私が聞いたのはですね、あそこの、その霧生関公園の予定地が、平成10年度に、ずっと買った全体のことを言うてるんじゃないくて、今、その交換の対象となってる土地ですよ、全体を交換の対象にしてるんですか。違うでしょ。そのことを聞いているんですけど。

産業建設課長（渡辺 公平君）

先ほど、私、答弁させていただきましては、全体の購入の経過でございます。

8番（松本 正人君）

私が聞いているのは、だから全体じゃなくてですね、この交換の対象となっている土地のことを言ってるんです。

町長（榎並谷 哲夫君）

これは、先ほど申し上げましたが、この平成10年度に買収した全体の用地の一部を交換するという内容でございますから、そのために買い足したという土地ではございません。その一連の10年度に、10年度末に公園用地として買収した一部を交換するという内容でございますして、それに合わせて買収したという経過じゃございま

せん。

8 番 （松本 正人君）

それでは、だから、その交換の対象となっている土地の面積、それから購入金額、これを言うてくれて言うたがですけど、切ったら切ったですよね、どればあでその土地が最初買うちよったかはわかりませんが、とにかく、全部と交換するわけじゃないでしょ、当然。全部と交換したら、何しゆうやらわからんですわね。

ですから、交換する土地というのは、当然、現在の公園の予定地に入っていないところが交換になるはずですから、常識的に言って、そうでしょ。そうじゃないですか。そうじゃないやったら、そうじゃないて言うてください。話がわかりません。その土地、交換の対象になっている土地、こんなこと説明せないかんのも、何というか、まどろっこしいですが。その交換の対象になった、いわゆるもう額面どおり念書を交わしてるって言うんですから、だから、私有地何平米に対してですね、交換する町有地はここだと。どこでもええたらいうということじゃないでしょう。普通、ここの土地とかえます、とこういうことでしょう。その土地は、どこの部分でよね、で、どれくらいの平米数があつて、単価はどういうふうになってるのかと、こういうことを聞いているがです。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。冒頭にお答えいたしました、その覚書の中に、まだ明確に面積を明示したものじゃございませんので、今、先ほど申し上げました相手側と、今、若干、そごが生じておりますので、交渉いたしておりますが、まだ決定をさしていただいておりますので、そのことをまず、お断りをしたわけでございます。

買収価格につきましては、今言ったように、もう全体の中で買収しております。その一部、公園の用地の部分はずして、それと交換をしよう。これは相手側とのお話し合いの中で、お互いに使い勝手がいいだろうということで、そういうお話の上で覚書を交わさしていただいております、まだその覚書の中には、面積等については明確なものは明示してございません。

8 番 （松本 正人君）

ちょっと休憩をお願いします。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 1 時 26 分
再開 午後 1 時 27 分

議長 (永田 耕朗君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番 (松本 正人君)

何か、休憩中にチラッと見たものがございませうけど、公式に見たとしてええのかどうかわかりませんので、言いにくいですが、いずれにしてもですね、交換をするのに、どの土地とかいうことをですね、明記せずにですね、その約束を交わすということ自体がですね、非常に不自然だというふうに思いますが、ここからして、まず、おかしいと思います。

それと、もう一つはですね、なぜ、交換、この場に及んで、その交換できないかという説明がないですね。要するに、それは交換できない土地だと、こういうふうに言いましたよね。交換できない土地というのは、どこの土地というふうには明記しなかったけど、交換できない土地ということはよくわかっていると、こういうことですよね。ということは、先ほど言うた 1 億何千万でしたか、買うたあの全体の土地が全てどこを切り取っても交換できない土地なのか、それとも町長のおっしゃってる、何か、どっかの土地が交換できない土地なのか、そこをはっきりしていただきたい。

そして、どうして交換できないのか、交換できないと言うんですから、法律にかかっていると思いますけど、何の法律によってですね、交換できないということになっているのか、これをお尋ねしたいと思います。

町長 (榎並谷 哲夫君)

お答えいたします。大変、この件につきましては、私も、反省すべき点が多々ございませう。というのは、19 年にこの交渉さしていただいたときに、御案内のように、もう 10 年から、経過はある程度、私も承知をいたしておりましたけど、大変、埋め立てについて、地権者の同意を得られない時間的な経過もございませう、そのまま放置されたというふうに、私も理解をしておりませう、それで、19 年になって、どっちかと言え、新しい地権者が協力しようというお話をいただいてスタートした経緯がございませう。

そのときの私の判断として、なかなか情報が入ってきぬくかった、もう少し詳細に調べてみる必要があったというに反省しておりますけども、実は、その土地を取得する際に、事業認定、いわゆる強制執行ができる手続きを踏んだ公園用地というふうに、これは、本当に、まことに私、申しわけないですけども、ほんとに後ほど、最近、それを承知したような関係でございまして、情報がなかなか、私が調査不十分で、そこまで関知、ようしなかった、これは大変申しわけなく思っておりますけども、そのあたりが、そこがひっかかってまいりまして、いわゆる行政財産を、これを譲渡、あるいは売却、そういうことができないというのが、地方自治法で明記されておりますので、このことが判明した後、相手側と交渉に入らしていただいたというふうな経過でございまして、大変申しわけございませんけども、御理解を願いたいと思います。

8 番 （松本 正人君）

その強制執行によって取得した土地というのは、どこですか、それは何平米なんですか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

強制執行ができるということです。土地収用法の事業認定をいただいて、取得したと。先ほど言いましたサッカー場関連で、最初の端に答弁させていただきましたが、あの土地全て、3万2,900平米と申しましたが、あの土地全てが事業認定を受けた後、取得した土地でございます。

8 番 （松本 正人君）

よくわからないんですが、強制執行ができるということとですね、その強制執行をするというのは、全く違う話だと思うんですが、それで、現在交換する予定というんですから、町の土地になってるわけでしょう、既に。購入してるわけですね。そしたら、強制執行できる土地として購入するというのはおかしいじゃないですか。そうじゃないです。そこをちゃんと説明してください。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

強制執行が、当時、可能であるですね、これを取得するのに、土地収用法の事業認定を受けた。土地収用の事業認定を受ければ、その公共事業に要するために地権者のほうに補償を払えば、その土地をその目的として利用することができるというふうに、公共に与えられております法の手続きであります。それで、強制執行したと

かしないとかいうことじゃなくて、収用の事業認定を受けて、それで取得した土地であるということでもあります。

8 番 （松本 正人君）

この強制執行法についてはですね、私もまだ詳しく知りませんが、だんだん聞きながら整理していきたいというふうに思いますが、それで、先ほどから聞いているように、ちっとも言うてくれませんが、この土地は、何平米ですか。それでどこの部分ですか。そういう指定をしなかったと言いますけれども、指定をしなかった理由もお聞かせ願いたいですし、それから、そもそもですね、なぜ、私がこんなことを言い出したかといいますと、この計画、（仮称）霧生関公園の計画が最初に持ち上がったときに、最初の担当者の方から図面を見せていただきました。

その図面ではですね、非常に、公園としてはいびつな形になっちゃったんです。で、えらい、いびつ、こんながやったら使いにくいと、これはどこの土地で、誰の土地で、という話になって、それもそのとき聞きました。

それで、ところがですね、現在の計画を見てみると、真四角になっちゃうわけですよ、きれいな。いつの間に、そんなになつたらう、ということで調べてみたらですね、まだ土地が残っちゃうと、ということなので、これはおかしいじゃないかというふうに思って、現在に至っちゃうわけです。

しかもですね、その交換をできないとしても、仮に、法律で、できないとしてもその方の土地はですね、買い取れるがじゃないですか。買い取れないんですか。どちらなんですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。買い取れないということはございません。ただ、同意が、買収するとすれば同意が得られるということで、当時、そういうお話も出ましたけども、町としては買収をようしないというのが、そのときの状況でございました。

8 番 （松本 正人君）

その、148 平米ぐらいだったと思いますけれども、普通に考えまして、いろいろあって、先ほど言いましたように、全体 3 万 2,900 平米、これが土地収用法の手続きがされたということですよ。しかしそのわずかな土地については、結局、土地収用法の取得というか、それにかからないということになるかと思っておりますけれども、

これも妙に不自然というふうに思うんですが、これはどういうふうになってるんですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。これは、私も当時、担当しておりませんので、その後、いろいろ資料等を見てもみますと、まず、事業認定の区域から外れた土地であったようでございます。それで、いろいろ経過がございまして、これはもうなかなか、この議会で、個人のいろいろな問題がありますので、なかなか私のほうから、なかなか明言はしにくうございますけども、いろいろ問題のあった土地だというに、私は認識しておりまして、ずいぶんと町自体も、その交渉の過程で、あの埋め立てをするときに、交渉の過程でいろいろあったけれども、結局それに至らずにずっと放置されたままが、平成 19 年に中学校の残土用地で始めたのがきっかけでございまして、今言われたように、私も不思議に思いました。事業認定なら、そのときに取ってるはずだがという話しましたら、区域からは外れておった土地だということであったようでございます。

10 年以上、そのまま放置されたということは、そこにはいろいろ問題があったというに、私も認識をいたしておりまして、できるだけ早く解決をしたいのと、初期の目的、これはこの議場でも議論させていただきましたけど、何で公園なら、という話がありましたけども、これは私は、事業認定までとって公園用地として買収したというふうには、その当時は認識を、ちょっと浅かったので、いわゆる地権者には、公園にするからということで、好意をいただいたというに、私ここでご返事を申し上げたと思っておりますけども、そういう非常に複雑な経過があって現在に至っておりますので、その後、いわゆる今のままでは交換ができないということになりましたので、繰り返し申し上げますけども、関係者に今、実情をお話をして善処方を協議をしてるということで、まだ結論に至っていないというのが現状でございますから、どうぞ御理解を願いたいと思います。

8 番 （松本 正人君）

話されたことは理解しました。しかし、中身については、これは到底理解し得ないというふうに思うんですが。それでは、一般論でいきますけれども、通常ですね、行政が、建物を建設するときに、私有地に建てるというようなことはあるんですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

これはありません。

8 番 （松本 正人君）

そうすると、下手したらというか、予定どおりにいったらですね、ことしの3月には、この公園は完成していたと、こういうことですよ。で、完成できなかったのは、県との開発許可、この関係でできないと、こういうことでしたけれども。そしたら、開発許可以外にもですね、大きな弊害を残していると、こういうことになろうかと思えますけれども、それだけトラブっている土地であればですね、勝手に、そこにですね、町の建物を建てたと、こういうことになればですね、これは大きな問題になってきやせんかと思うんですが、いかがですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

もし、これが今言うた、後に、完成した後に、これが発覚したりしますと、これは大きな問題になろうかと思えます。ということで、今、現在、計画変更も含めて、今進行中でございますので、その点は、これは、関係者の方にも、私からほんとおわび申し上げなければなりませんけども、やはり行政としては、きちっとした対応をするのが筋だということで、今、再度お願いをしてるという状況でございます。

8 番 （松本 正人君）

町長の話をお聞きしますとですね、まだ完成しておりませんから、けどこれはたまたまでして、幸か不幸か完成してなかったと、けれども予定ではことしの3月には完成するということでしたから、予定どおりにいっちょつたらですね、町長の話でいくと、これ大ごとやったと、こういうことになりますよね。

そうなるそうですね、この問題が解決しない限りですね、この事業は前へ進まない、ということになろうかと思えますが、そういう認識でいいですか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

これは、この問題を解決しない限りは、前へ進まないというには、私認識をしております、これはもう関係者の皆さんにも協力いただきながら、できるだけ早く、ここまできておりますので、初期の目的の公園の造成に向けて努力してまいりたいと。関係者の協力ももちろん要りますけども、行いたいと。

今の話でございますと、この関係者との同意が、あるいは開発許

可の変更というのが、前へ進まない限りは完成できないという状況が、現在の状況でございます。大変、このことにつきましては、私自身も申しわけなく思っておりますけども、善処しなければならないというに、誠意をもって当たらなければならないというに考えております。以上でございます。

8 番 （松本 正人君）

町長の言われることがですね、私は、全部そのまま聞くにはちょっと不自然な面があるというふうに思うんですが、その、先ほども言いましたように、この公園の計画があったときからですね、この土地の問題というのは、私も気がついてたという状況なんですが、それがですね最近になって、このような事態が発覚したと。

いわゆる交換できない理由が出てきたとかですね、もともと交換、どこの土地と交換するとかという、はっきり明記をしないような覚書を交わしてですね、これ非常に、いわゆる雑なやり方と言いますか、そういうことになろうかと思いますが、そんなような事業の進め方で事業をして、結果としてやはり事業が前へ進まない、ということであればですね、これ、国からの補助ももらっての、補助といいますか、交付税措置になりますけれども、そういった事業でもあるので、後々も大変大きな問題になりやあせんかというふうに思うんですが、これはけど、ちょっとしたミスとかいうていう問題じゃないんじゃないかというふうに、私は思います。

そこで、先ほどから私が聞いていることについては、全然答えていただけてないんですが、いわゆる 10 年度というのは、非常にアバウトな言い方ですけども、まず、対象となっている土地の町有地のほうの土地の面積、地目、それから地籍、それから購入時期、購入方法、それから購入した金額、それから私有地交換の予定となっている私有地の、先ほど言うた同じことですね、面積、地目、地籍、購入時期、購入方法、まあ購入まだできてないということですけども。それについて、きちっとお示しいただきたいと。これは、行政上の秘密には当たらないと思いますが、いかがですか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。3万 2,900 というのは、全体の面積、何度も何度も御答弁さしていただきましたが。御質問の町有地というのが、これ現況面積、実測面積ですが、1,800 平米余りになってございます。これは、先ほど言いました 3万 2,900 平米の一部ということで

ございます。

当時、平成 10 年度末に、土地開発公社が購入した土地の一部であります。

8 番 （松本 正人君）

土地の一部というふうに言われましたから、その一部というのはどこかと。だから地籍はどこですかということなのですが。一部というのはどこですか、と。だから、3万 2,900 平米のうちの 1,800 平米と、その 1,800 平米は、あの霧生関の上のほうかよ、下のほうかよ、右かよ、左かよ、とこういうことを聞いてるんですが。私、今アバウトに言いましたけど、きちっとお答えいただきたいんですが。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。ずっと西のほうです。ずっと西の国道ぶちの西のほうになります。ちょっと図面がないもので、口頭ではなかなか説明しづらいですが。加茂のほうから来ますと、ずーっと一番西のほう、一番、あがって行ったところ、あのあたりになります。

先ほど松本議員が、質問の中でも、以前の公園は形が変じちゃったというて言われておりましたが、その変であった部分が該当するんじゃないかと思えます。

8 番 （松本 正人君）

要するに地番があらうかと思えますけど、地番は言えませんか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

地図を皆様にお示しできんけ、こういうような答弁になるというふうに言いましたので、手元には今、字がちっちゃいので、地番を見るのに、一生懸命目をあけて見よですので、申しわけございません。

地番で、何筆かありますが、加茂の 2618 の 1、2617 の 1 とかでございます。

8 番 （松本 正人君）

今言われたところは町有地のところですか、それとも私有地のところですか。両方言うてください。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

今申しましたのは、町有地を申し上げたところです。

（「だから、両方言うてください」の声）

産業建設課長 （渡辺 公平君）

私有地が、この土地に隣接して南のほうにございますが、これが全てではなくて、一部分、開発の中に残存しておるということでございます。

（「地番を言うてください」の声）

産業建設課長 （渡辺 公平君）

2620 番地、これ全てじゃないですが、ごく一部でございます。

あと、4361 の 11 番地、これのごく一部でございます。

8 番 （松本 正人君）

そしたら、その 2620 番地、これ加茂の、字加茂ってつくがですかね。先ほど、町有地のところで加茂と言いましたけど。2620 と、それから 4361 の 11 て言いましたかね、の一部が対象の土地ということによろしいですか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

対象というか、現公園の開発の中には入ってないと。先ほど最初に言いました町有地が入ってなくて、民有地のその一部分が入っておるということで、これは交換とかそんなものは、現在したものではありません。

先ほど来、話があっております覚書というのは、土地埋め立て工事に関する覚書、これは残土を持って来るときに、民地がありますので、そこの同意許可が必要になってまいります。そのときに、覚書を結んで、そこへ残土を持ってくることを許可するというのが当然必要になってまいります。その後、それが埋め立てられた後、整地がされた後、その後の状態は、その民地部分はどのようにしていくかということが、面積配分になってきます。

そういうことがアバウトで書かれておるのが覚書でありまして、先ほど私が言いましたのは、誤解を招いてはいきませんが、そういう町有地と民有地の一部をもう既に交換しておるとか、そういったものではございません。

8 番 （松本 正人君）

既に交換してるとかですね、そんな話を私した覚えはないんですけども。先ほどから、全然そんな難しい話してないです。その覚書というのは、どうしたち見せてくれないので、見せられないという理由はないと思うんですけども、しっかり見せていただきたいというふうに思います。見せられないんだったら、見せられない理由を言うていただきたいです。

それからですね、先ほど、町長の説明ではですね、その覚書というのは、土地の交換の覚書というふうに聞いたんですが、今の課長の答弁だと、そうじゃないということになりますので、見せてくれというものを見せてくれざっただけですね、いつまでもこんなやり取りになるわけですよ。ですから、もうちゃんとね、はっきりさせていただきたいというふうに思います。

さっきから何遍も同じことを聞きゆうがですけども、あれこれ言わいでもええがですから、私が言ってるのは、町長が言った、その覚書に書かれてる土地、対象となる土地は、何番地ぜよ、と。面積がどればあぜよと、ただそれだけのことを聞きゆうわけですから、それだけのことを聞いて、それを答えるのに、何でこんなに時間がかかるがですか。

まず、その覚書について、見せてください。

町長 （榎並谷 哲夫君）

もちろん、これは覚書ですので、見せる、見せんの話じゃございませんけど、私、冒頭にお断り申し上げましたけども、その覚書の内容につきましても、今、条件的に不備があるので、相手側と今、交渉さしていただいておりますので、その結果が出た暁にというふうに、私はお願いをしてございます。というのは、やっぱり相手、これは民間の個人の立場でございますから、それを今、もう一度もとに戻してというお話をさしていただいておりますので、そのあたりはひとつ御理解を願いたいなあというふうに思っております。

8番 （松本 正人君）

おっしゃることは、わからんでもないですけどよね、私も、多分ね、このことについて、真実をきちっと知ってる方というのは、ほんとにそんなにおらんと思います。

おらんと思いますが、非常に佐川町には、裏話の得意な方もおられまして、私のところにも頼みもせんつく言うて来る人がおります。ですから、一定のことは聞いております。けれども、そんな裏話をしに来たわけじゃないですから、それはええですけど。

それにしてもですね、非常に不自然だと。前々からそういう裏話的なことと言いましたら、もうほとんどの町民、このことについては、ほとんどの町民が知ってると思いますけれども、あそこの霧生関の土地についてはですね、いろいろもめたということは知ってるわけです。

それ、そこをですね、いとも簡単に、あそこに、はや土を持っていくということについて、私も、いろいろと、ええかよ、ええかよと、多分そういったことを御存じの方はですね、みんなそう思いよったんじゃないかと思うんですが。で、ふたをあけてみたらですね、妙に案の定というような状況ではないかと思います。

7億2,000万余りですね、そのお金をかけてつくるものがですね、こんなようはずさんなやり方でええのか、ということになってこようかと思いますが、で、まだ答えていただいてないですが、何遍も言ってますけど、私はね、言いわけを聞きゆうわけじゃないです。

その覚書について、きちっと示していただきたい。見せられないというのであれば、見せられない理由を言うてください。今、町長が言われたような理由ではいけません。法的な理由を言うてください。

町長 （榎並谷 哲夫君）

法的な理由と言われましても、これは先ほど、これは私ども、当然隠してやるというふうな話じゃございませんので、法的な理由で提示できないということではなくて、今、相手方に、もとに戻した話をさしていただいておりますので、個人のこともございますから、今、その点につきましては、御猶予を願いたいというふうに申し上げておまして、決して、法律で見せれんから見せれんじゃなくて、やっぱり相手方のことも私も考えながらお願いを申し上げてる、というふうに申し上げておりますので、理解を願いたいと思います。

8番 （松本 正人君）

休憩願います。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時28分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩の時間中に議員協議会を開催いたしました。松本君の一般質問、霧生関公園の問題につきまして、渡辺課長、また町長

の答弁あるいは資料提出に不足があるという意見が出ました。

覚書等につきまして、資料が出せるものならば、出していただきたいと思いますが、町長、答弁を願います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。大変、議員の皆さんには、この問題につきまして、御迷惑をおかけしましたことにつきまして、まずおわびを申し上げます。

前段でも申し上げておりますこの土地につきましては、非常に、歴史も、長い歴史もございますし、いろいろな複雑な要素も絡みまして、現在に至っておるということで、私どもとしては、町の行政としては、きちっとした処理が必要というに考えまして、大変、相手方にも申しわけなく思っておりますけども、今そういった善処方を御要請をしている段階でございまして、まだ正確に返事をいただいてない状況でございますから、個人の、先ほども申し上げておりますけども、個人のこともございまして、大変議員の皆さんには、今の段階で大変申しわけなく思っておりますけども、その点ひとつ御容赦を願えたらというに思います。

この問題につきましては、一日も早く解決を目指して、私も誠意ある協議を重ねてまいりまして、議員の皆さんにも、その節には逐次報告もさしていただくということをお約束させていただいて、今、進行中ということで、ぜひ御理解を願いたいと思います。

決して、隠し立てするというような毛頭、意思はございません。そういったことで、今ひとついい方向への解決に向けて最大の努力をさしていただきたいというに思っておりますので、御容赦を願いたいと思います。以上です。

8番 （松本 正人君）

これは、法的にですね、示すことができないという内容のものじゃないというふうに、私思いますので、議会の要求に対してですね、そのような態度をとられるということは、大変に私は遺憾だというふうに思います。

議会に対して、こういう態度というのは、知る権利を無視するというのは、ひいて言うたら、町民に対して、同様のことだというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

ここで押し問答をしてもいきませんので、次の質問も控えておりますので、与えられた限りある時間ですので、次の項目に移りたい

と思いますが、なお、課長等にも申し上げたいですけれども、聞かれたことについて答えていただきたいと、きちっと。そのことを注意していただきたいと思います。

3つ目にまいります。ヘリポートについて、お伺いをします。霧生関公園に建設が予定されているヘリポートのめど、これがどういうふうになったかということをお伺いしたい。

それで、800万という予算が組まれたわけですけれども、3月議会でも言いましたが、当初300万ぐらいの予算でしたけれども、倍以上になっちゅうと。それは道をつけるというようなことでしたけれども、そのときはですね、あまり具体的な形での話ではなかったです。で、どこへどう道をつけてやるつもりなのか、そこら辺までお伺いをしたい。そしてですね、同時に、久万田のあの私有地にヘリポートを建設するというところで購入する交渉がされて、その土地の持ち主はもう既に町に売ったというふうに言うが、というて町民から話を聞きました。

そういうことであればですね、きちっとお金が動くわけですから、どうもそういうような様子はないですので、そうではないとは思いますが、なお、町民からそういうような話がありますのでですね、このことについて、きちっと説明のできるようにしていただきたいと思います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。まず、ヘリポート。これ霧生関公園、これは先ほどの公園のことで大変議員の皆さんには御迷惑をおかけしておりますけれども。このことにつきましては、3月議会で大変アバウトな話だという話でございますけれども。

3月議会でも申し上げましたが、開発許可、今の問題が発覚、発覚というか問題が起こりまして、円満に解決できて、それでいわゆる開発許可がおりた段階では、できるだけ早く、ヘリポートについては建設したいという思いで、県のほうにもお願いをしまして、再度予算を要求した段階でございます、当然、裏負担、私ども予算に組まないかんので3月議会でさしていただいた経緯でございます、その当初、当初の計画でいきますと、舗装だけというようなことで安うございましたけれども、その後、進入道路、そういった面にも補助がおりるというようなことございまして、それを勘案いたしまして、これも概算でございますけれども、予算を組ませていた

だいたのが霧生関の経緯でございまして、このことにつきましては、今、問題解決して、まだ一つ開発許可の変更、それを経ての上になりますから、これは時間との競争になろうかと思えますけども。

県のほうは、位置の変更も可能ですということを前々から言っていたいておりますので、緊急を要するという事ですから、佐川町には1カ所もないということで、位置の変更も最悪の場合はできるということで、霧生関公園に組まさせていただいた経過がございます。

その2つ目でございますけども、久万田、実は、御案内のように、開発途上の土地がございます。このことにつきましては、実は、今、県のほうでも、ドクターヘリがずいぶんと活躍をされておまして、高吾北の広域の消防長から、ぜひ、いつもヘリコプター、越知まで行かないかので、佐川にも早く欲しいなあということと病院の近くにあったらええということで、その土地を一緒に見にいった経過がございます。

それは、パイロットも含めて見さしていただいて、あの位置なら問題ないということで、これは地権者がおいでますので、これは地権者のやっぱり意向もということで、地権者に、もしかのときにはどうですかという打診をした経緯がございますけども、まだ結論を出して、そこで用地を買収したとかせんとかいうことには、現在のところはなっておりません。打診をしたことは事実でございますから、そのことがちょっと広がったというふうに思っておりますけども、具体的に、まだそこへ申し入れもしてございません。

もし、その場合には、譲っていただけますかという地権者に打診をした経過がございます。現在のところは、そういうことでございます。

8 番 (松本 正人君)

そういうことだろうというふうに思いましたけど、ヘリポートについてはですね、霧生関ということでしたけれども、3月の議会に当たっての予算の説明会的时候であったと思いますが、そのときも尾川に建設したらどうだろうとかいうことも検討したけど、あこはいかんぜよというようなこともあったとか、そういうような話があったので、あちこち探すがやないかというふうには思っておりましたが、それやったらですね、きちっと霧生関のほかにもドクターヘリが欲しいやったら欲しい方向でいきゆうとかですね、霧生関の

ほうは、捉え方としたら、ドクターヘリというよりも災害ヘリのほうだと思いますけれども、ほんで、用途が違うと思いますが。

そういったことで、きちっとした方針を出していただかないとですね、ええか、悪いかは別として、町民からぼっかりそんな話聞いたら、こっちはびっくりするだけですのね、そうなると、何しゅうやということになってきますので、やっぱりきちっとそういったことを考えておられるのならばですね、やっぱり説明をまず、していただきたいというふうに思います。

次の問題に移りたいと思います。

伊方原発再稼働及び久万高原町産廃施設受け入れ問題について、お伺いをしたいと思います。久万高原町の産廃施設の受け入れ問題につきましては、先に行いましたそれぞれの議員さんからも、話がありまして、答弁がありました。

当然、久万高原町、町長もそういうふうに言われてましたけれども、あそこは、分水嶺に当たるといいますかよね、そこで高知県、そして仁淀川のほうにしか流れてこんど。しかも、あそこは雨水がそのままですね、屋根もなく、入ってくる、そういう状態で作られるということですから、何ぼ、シートを敷こうが、どうしようが、水はどっかへ流れていくわけです。

ですから、要するに、産廃廃棄物、廃棄物に触れた水がですね、どっかへ流れざるを得ん仕組みですから、そうなると、当然問題になってくると。そういう代物だというふうに、私は理解しております。

ちょうど、伊方原発の再稼働反対のですね、取り組みとして、この間の日曜日に、高知新聞にも載っておりましたが、愛媛県庁へ申し入れに行くという行動がございました。高知県から約 300 人、それからあと四国各県、そして九州、大分なんかは、かえって松山よりもですね、伊方原発近いという状況ですし、各地から 1,300 人、主催者発表として。県庁のすぐ横の広場に集まりまして、抗議行動をするということをして、私も行っておりました。ちょうど、行きしなに、この問題の、この久万高原町の産廃受け入れ予定地といえますか、そこもチラッと見てまいったところです。

久万高原町のことにつきましてはですね、先に質問がありましたので、多く言うつもりはございませんけれども、余計な話かも知れませんが、今月の始めに広域議会がございまして、私も傍聴

に行ったわけですがけれども、ちょっと遅れて行ったら、はや終わったということですね、議会そのものを傍聴することができなかったわけですがけれども。それはですね、佐川選出の議員から、この久万高原町の問題について質問をしたところ、越知の珍正町長がですね、広域のことには関係ないのでお答えできません、とこういうことで終わってしまったということを知って、大変びっくりしました。これ、どういう神経なのだろうかというふうに私は思ったわけですが、これは政治的な意味合いが、ものすごい大きな、僕は、発言だというふうに思っております。

ですから、町長も一行政を預かる長でもありますけれども、同時に政治家でございます。大変に内外に与えるその発言というのは大きな意味を持つわけですから、これだけで、もう明らかにですね、高知県仁淀川流域だけでなく、高知県全体にとっても非常な損失になりかねない、こういう問題についてはきちっとですね、やっぱり政治的表明をします。そしてそういった反対の声を励ますと、こういう形でのしっかりした発言というものが、私は求められると、これでこそ政治家だというふうに、私は思いますので、そういう答弁をしていただきたいと思います。

伊方原発の再稼働の問題も、この久万高原町と同じといたしますか、それよりもまだ深刻な問題だと、一愛媛の問題じゃないというふうに私は思っております。

この伊方原発はですね、プルサーマルというやり方で稼働する原発があつて、私も専門的なことは詳しくはわかりませんが、福島等よりもまだ、もし事故があつた場合に、非常に大きな放射能を出すというような大変危険なものであるということだそうです。

しかも、建設されてるところのすぐ近くに断層があつて、津波が来ずともですね、揺れただけで大きな事故を起こす可能性があるということが指摘されてるわけです。

そういうような状況の中でですね、再稼働というものは、ほんとにやってはならないことだというふうに、今思ってるところです。この伊方原発の問題につきましては、現在、県内外といたしますか、たくさんの人たちが原告となつて、今、差止めの裁判を行つてるところです。そういった中で、弁論も行われているところですが、まずですね、その土曜日でしたかね、金曜日でしたかね、野田首相が、大飯原発の再稼働の問題について、政治的判断をするとい

うことで、国民のために、生活のために必要だと、国民生活を守るために必要だと、こう言いました。そして、私が責任をとると、こういうふうにも言うたわけです。

何と空虚な話かと誰もが思ったんじゃないかと思います。一体国民のためというのは何だろうかということ、全国民が考えたんじゃないかというふうに思います。また、私が責任をとると、どうとるんだと。何の保証もないじゃないかというふうに感じられたんじゃないかと。一首相の言うことかと、私は、大変な憤りを感じたところです。

今、原発、全ての原発が止まっているという状況ですけれども、54基。一般に言われているのは、この夏を原発なしで乗り切ってしまうと、今まで原発がないと電気がやれないと、経済が回らないと言っていたことが、理由がなくなってしまうということが一番、原発推進派にとっては、あってはならないということだと思います。

ですから、どうしても1基でも2基でも動かして、原発がなければ、電気の問題は解決できないんだということ、理由を残しておかなければならないということで、この場に及んで、夏場、ピーク時を前にしてですね、こういった首相の発言ということになったんではないかというふうに思います。

私も、日曜日の集会に参加して、その後、デモ行進をしまして、松山のアーケードを練り歩いたところですが、そのときも、地元の方がね、そりゃアーケードですから、買物したりしゆう若者が通っていたわけですが、そりゃあ、若者がですね、「けど、原発がなかったら電気がないなるろがよ」というようなことを、こう口走っていったのをピッと聞きましたけれども、これがやっぱり国民がだまされているところだと、一番の、だというふうに思います。

実はですね、2008年の発電量、これは水力が、水力、これ稼働のパーセントですよ、水力の持ってる稼働率、これが19%。で、759億キロワットアワー。そして火力が50%、その原子力が61%の稼働で、2008年はいきよったと。で、火力がね、持ってる力というのはものすごい大きいわけです。今までも、原子力は30%ぐらいと、こういう説明しよったわけですが、

それで、私は、去年福島に災害ボランティアで1週間ぐらい行っておりましたけれども、そのときも、福島の原発事故の20キロ圏

内ですかね、これの防波線のすぐ近くまで行きましたけれども、しかし、福島にはね、火力発電所があるんですよ。ところが、それ動いてないんです。で、あわてて動くようにしゅうと。こういう形で、実は使っていないから電力がない、という状況で、火力をですね、あと 20%動かしたら、十分に原発がなくても賄えるということだそうです。

ですから、ちっとも、もしこれで、原子力が止まっちゃう状態で、電力が足らなくなったというなら、これは、要するに、電力会社のですね、電気をつくる仕事のサボタージュの何物でもないというふうに思います。

こういったことが、国民にあんまり知らされてない。これは何でかということなんですが、これはですね、東京電力だけで、関係機関に広告料、年間 2 千億。そこから各新聞社、テレビに広告料が回っていく、そんな仕組みがあるんです。ですから、基本的に、東電のお金で飯食いゅうもんやから、ものが言えないというのが基本です。

それから、この間、NHKの経営のトップが、東電の役員を兼任するというようなことがございまして、問題になって、NHKをやめて東電の役員になりましたけど。ほんとにこれはね、さらっと流れたような気がしますけど、大きな問題やというふうに思います。いわゆるこの巨大マスコミというものが、どういう立場に置かれてるかということをおぼろげにしているんじゃないかと思えます。

そういった中で、この原発によってですね、これ原発 1 基つくるのに大体 3 千億から 5 千億かかるそうです。で、コンクリートとかできてますので、これにかかわるのがですね、ゼネコン。大林組、鹿島、大成、清水等、それからその下請け、それから発電機メーカー、東芝、日立、IHI、三菱重工、それからそれに加えて鉄鋼メーカー、もうあらゆるいわゆる大企業が、これに蟻のように群がっていると、いう状況でございまして、このうまいもうけ先がですね、なくなってしまふということは、この大企業にとっては大きな問題で、これがやっぱり裏は知りませんが、何らかの影響で野田首相に、あのようなざっとした発言をさせたというふうに、私、思っています。

ですから、これは、国民がきちっとそういうところをほんとに見据えて、発して行って、やっぱり原発はいかんということを言わな

いと、なかなか言うてもいかんという状況じゃないかと思えますけど、やっぱり発していかないかんというふうに考えているところで

す。そういう意味でも、町長は、きのうもありましたけど、高知新聞のアンケートの結果が。これ、ほとんどの首長さんがですね、まだまだ、いわゆる段階的に廃止とか、そういうような形で消極的ですけども、やっぱりもうきちっと、今すぐ廃止するという方向じゃないとね、これから自然エネルギーに転換するにも、方針が示されない。まあ言うたら太陽光とかですね、やったらええていうような話が前段でもありましたよね。それに対して、やっぱり国の制度なんかがどうなるやらわからんけ、それを待って有利に進めたいとかいう話がありましたけど、やっぱり国の態度がきちっとしないと、そういう方向に、本当の意味で移行できないというふうに思うわけです。

ですから、即、やっぱり自然エネルギーへの転換ということをするためにも、脱原発、原発ゼロということ、やっぱり即判断していく、そういったような状況にもっていかないかんというふうに私は思っております。そういう意味で、町長の発言というのは大きいというふうに思いますので、期待を込めて、答弁をお願いしたいと思えます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。原発の問題につきましては、ほんとに今、国を二分するというよりも、日本列島あるいは福島原発事故を受けた後は、世界中がこの問題で大変関心を持っておる問題じゃないかなあというふうに思っております。

私も、アンケートの中で申し上げたのは、今まで、いわゆる原子力発電所というのは、文明社会にはある程度必要かなあというように、大体、全体に持っておったと思うんです。一部には、それはもう絶対にいかんという人もおったかもわからんですけども。まあこれだけ文明が発達した中で、エネルギーというのは、もともと地球温暖化、そして排ガス、云々の中で、クリーンなエネルギーというイメージをずーっとやっぱり原子力開発では植えつけてきたんじゃないかなと、その背景があると思えます。

そしてもう一つ、日本で、私もこの福島の事故を思ったときに、日本がなぜチェルノブイリ、それからスリーマイル、あの事故の教

訓を生かせなかったか、これが非常に残念に思ったわけですが、その背景というのは、私は日本のその原子力発電所の技術者含めて、今、るる、だんだんと話がありました。これはもちろん土木の技術も含めてですが、やはり地震には強いと。その自負心がやっぱりこの事故を招いた大きな原因かなあというふうに、私は勝手に推測しながら経緯を見守ってまいってきた段階でございます。

その中で、明確に原子力というのは、私は今の日本の、いや地球の人類には、これはもういかんというふうに考えております。だからアンケートの中でも、これはもう安全神話というのは完全に崩れたから、原子力というのはもう、これは人類の社会にあってはいかんということで、まあ今、松本議員が非常に、御高説を賜ったわけですが、そのアンケートの中でも、段階的というふうに、若干、弱いというに受け止められるかもわからんですが、廃止というふうな意思表示をさしていただきました。

そして、伊方。伊方の再稼働につきましても、これは、政治家の立場ということでお話をせえということですが、政治家の立場であれば、私の考えとしては、ほとんどの、いわゆる 100%の近いもので、もう再稼働はだめだと、こういうことを言いたかったですが、ただアンケートの中では選択肢が2つ、3つしかないので、限りなく再稼働反対ということ、理由を書いて、当面、当面というか新しい代替エネルギーができるまでの間はやむを得んというに丸をしましたが、ここで申し上げたいのは、限りなく再稼働はいかんというふうに意思表示を申し上げました。

これは、私ども、けさのNHKのテレビ、今度広島原爆の日、また原爆で亡くなった方の名前を入れるというニュースがありましたけども、戦後 67年過ぎましたが、いまだに放射能のやっぱり脅威が、67年過ぎてもあるということは、これはもう、ほんとに、もし福島事故がなかったら、日本中がこれだけやっぱり原子力発電所の問題について議論がなかったと思いますけども、これを幸いに、ほんとに原発のない社会を日本人の一人として、目指していただきたいと思います、というふうに今考えております。以上です。

8 番 (松本 正人君)

終わりますけど、まだちょっと時間があるみたいですので、もうちょいしゃべらさせていただきます。

先ほど言いましたように、代替えの云々という話がありましたが、

先ほども言いましたように、火力発電をきちっと稼働させれば、十分に賄うだけの電力は、今、現在つくることができます。そりゃ火力発電になると、そりゃもちろん、いわゆるCO₂の問題とか、いうふうに言いますけど、そりゃもう火力発電を段階的に自然エネルギーにかえていって、これは段階的にやったらええというふうに思いますけれども、原発は、段階的というふうに言いよったらですね、ひとたび事故が起こったら、もう取り返しがつかんというふうに思います。

御存じだと思いますけど、福島、もう全然解決されてなくて、4号機は、いわゆる使用済み核燃料が、いわゆる炉の横に、プールに納められちよって、これはもうむき出しの状態ですから、水が張ちゅうだけです。これが、地震でちょっと傾いて、それを鉄骨ですすね、応急的に補強をしてるという状況だそうです。ですから、そこでずっと、じっくり作業ができないわけですから、放射能が高くて。ですから、なかなかそれをどうこうできないという状態で、ほたくった状態でずーっとあると。これが一たび、また同じような地震が起きて、これがかやったりとか穴があいたりとかして、冷却ができなくなったときは、もう、この間の事故では済まない。10倍の放射能が出て、関東圏は恐らく、風の吹き方にもよるとは思いますけれども、誰一人も住めない状態になるというふうに言われております。ネットにどっさり書いております。

福島もそういう状態ですから、そんな状態が、まあ言うたら、その放射能の危険がなくなるのに10万年とか、そういうようなレベルの話ですから、たかだか人間、文明が始まって4～5千年ですよ。10万年も先の話らていうのは、とても僕ら想像もできないような話ですけども、ずーっとそれについて脅威を感じていかなきゃならんと。その間に、大きな地震が起きんらいうて誰も言えないという状況で、非常に危ないことだというふうに思っています。

ぜひとも、この原発については、ゼロの発信を、事あるたびに出して行っていただきたいと。そして先ほども言いましたように、久万高原町の問題についても、はっきりとやっぱり、これはいかんということを発信をして行っていただきたいということを述べまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長　（永田　耕朗君）

以上で、8番松本正人君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 2 分

再開 午後 3 時 15 分

議長 (永田 耕朗君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番坂本貞雄君の発言を許します。

5 番 (坂本 貞雄君)

5 番、日本共産党の坂本でございます。通告に従いまして、3 点ほど質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、第 1 点目でございますが、柳瀬川の清流をどう守るか、ということにつきまして、質問をさせていただきたいと思えます。柳瀬川の水量は、30 年前に比べまして半分になったというように言われております。これは、尾川の人も言っておりますし、佐川の町の方も言っております、町民の皆さん誰もが気づいていることではないかというように思うわけでございます。

この清流を守り、流量を維持し、さらに流量を増加させるための現在の対策、取り組み、そして中長期的な対策につきまして、お聞きをしたいと思います。

私は、昭和 32 年に四国電力に入社しまして、即、佐川に赴任をいたしました。昭和 32 年から昭和 39 年の間、佐川に勤務をしております。歳は 18 から 26 ということで、この青春時代を佐川で過ごしたということでございます。

実は、私、おやじに連れられまして、小学校へ入る前から仁淀川の、あの今の筏津ダムのあるところで、ハヤ釣りをおやじに習いまして、ハヤ釣りをしておりました。そういうことで、ハヤ釣りが大変好きでございまして、この佐川に勤務する間、柳瀬川でよくハヤを釣ったことございます。このときの柳瀬川は、3 月ごろでも兩岸いっぱい水が流れていたというように感じております。今は、ハヤを釣るにも、糸を投げましたら、流れの向こう岸へ届くほど水量は少のうございます。

50 年豪雨災害を受けまして、柳瀬川の川幅は、大きく拡大された、ということをお聞きしましたが、そのことを差し引きましても、流量の減少は、余りにも明らかではないかというように感ずるところで

ございます。

尾川の人、そして町内の人の受け止めは、まさに実感だと思えます。そこで、この川の流れと密接不可分の関係にあるとされます柳瀬川流域の森林の実態について、仁淀川森林組合に行って調べてまいりました。そのことを、まず少し述べたいと思えます。

まず、柳瀬川流域の森林でございますが、人工林としまして、杉が 637 ヘクタール、桧 3,384 ヘクタール、松 76 ヘクタール、クヌギ、ケヤキ 18 ヘクタール、そして人工林の合計が 4,115 ヘクタールでございます。そして、天然林でございますが、桧、杉が 4 ヘクタール、松 318 ヘクタール、雑木 1,315 ヘクタール、竹林 36 ヘクタール、合計をいたしますと 5,788 ヘクタールになってございます。そして、天然林の合計が 1,673 ヘクタールでございます。

この柳瀬川流域の森林面積を、佐川町の全森林面積と比べてみますと、全森林面積が 7,195 ヘクタールでございますが、この柳瀬川流域の森林面積は 80.4%と、佐川町の全森林の約 8 割を占めておる。このような実態でございます。

そして、人工林と天然林の比較でございますが、人工林のほうが 71%、天然林が 29%でございます。人工林の針葉樹と広葉樹の比較でございますが、針葉樹、これはまあ、杉、桧、松になると思えますが、4,097 ヘクタール。広葉樹、ケヤキ、クヌギ、18 ヘクタールで、針葉樹のほうが 99.6%というのが、人工林の実態でございます。

そして、天然林の針葉樹と広葉樹の比較でございますが、天然林のほうは、針葉樹のほうは 19.2%、雑木、これは椎などが入ると思えます。1,315 ヘクタールで 78.6%、竹林が 2.2%と、このような実態でございます。

総合的に見てみますと、いわゆる葉の落ちない針葉樹林が、4,410 ヘクタール、率にしまして 76.3%。広葉樹が 18 ヘクタール、0.3%、雑木が 22.7%、竹林が 0.7%となっておりまして、この中でも、桧が人工林の 82%を占めまして、3,388 ヘクタールでございますが、群を抜いて多いというような実態でございます。

このような柳瀬川流域の森林の実態の中で、河川の流量に大きな影響を与える森林を、どう構築すべきか、現在とっている対策はどのようなことがございますか。担当課長、お聞かせをいただきたいと思えます。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。先般、一般質問、通告をいただきまして、30年前に比べて半分になった、この文書を見ただけで、これは大変なことだと思い、私もちょっと調べてみましたが、なかなかこういうところまではデータ等がないのが実態でございました。

私も幼いころは、由留岐でハヤを釣っておりましたが、あの当時の河川は随分水ありました。ただ、御質問の中にあつたとおり、河川改修以前の川でございましたので、随分、川幅もなかったように思います。50年の大災害以降、10年に一遍の災害に対応できるような河川改修がされて、今日に至っておるわけです。確かに、半分とまでいかずとも、河川の水量は減っておるようには気づきます。

ここで、柳瀬川というのは、佐川町の水道の重要な水源河川であります。ちょっとそこで、水道のほうを見てみますと、佐川の中組のところは、ちょっと柳瀬川からは離れてはございますが、ここはちょっと小規模です。室原前に2つ、それと黒岩簡易水道、それと、尾川、全部が柳瀬川の水系に、すぐ近くに位置しておりますが、年間総配水量174万トン、174万立米をくみ上げ、配水してございます。40トンの防火水槽に置きかえますと、174万立米トンというのは、4万3,500杯にもなります。

こういったのを、年間、1年間でいいましたら、119杯になりますが、これだけの水をくみ上げておるわけですが、幸い、佐川町の上水道、濁水になるとか、圧を弱めるとかいうことはなく、年間通じて同じように配水ができておる、これはまあ幸いなことだと思えます。

しかし、御質問のように、河川の水量の維持というのは、また極めて重要なことでもありますし、一方では、命の水を守っていくというようなことも言われております。そこで、中長期的な対策としまして、今申しました上水道等の水源域になります、特に尾川地区と西山組地区、ここではトータル面積にしまして1,036ヘクタールの水源涵養保安林に指定されてございます。1,036ヘクタール町内全域であります。もうほとんど尾川地区と西山組地区で占めておるのが実態でございます。

これは、国が指定して県が監視するものでございまして、立木の伐採や土地形質の変更に規制がかかっております。許可をもらうときには、県知事のほうに許可をもらって、万一伐採とかする場合にも、全部は伐採することはできず、また後の植栽とかいうことのフ

オローもなかなかきつい制約がある。これに 1,036 ヘクタール指定されております。

先ほど、町の面積、森林面積ずっとという話もありましたが、約 7,100 ヘクタールですので、15%近く、町全体の森林面積の 15%近く、これを、佐川町の水源域の尾川地区と西山組地区での森林面積にいきますと、50%近くの、尾川地区、西山組地区の全森林面積の 50%近くが保安林、水源涵養保安林に指定されておることになっております。

中長期的には、この保安林を今後とも維持していくということが、一番重要でなかろうかと思っております。

一方、この水量を維持していくのに、人工林率が比較的町内全域高いわけでごさいます、そのうちの、人工林のうちの 90%近くが桧、70%余りが人工林率となっておりますが、間伐ということが必要になってきて、予算の説明会等でもたびたび御説明もいたしました、年間に 130 ヘクタールぐらいの間伐ができておったわけですが、昨年度、国のほうで、その間伐の事業の制度変更がございまして、3月に、3月定例会の際の補正予算、減額補正を大きくさしていただいたところであります。

そこで、身近な対応として、中長期的なところは、先ほどの保安林の維持ですが、間伐ということが、制度が難しくなってきた、なかなかできにくくなっておるといのが、一つの課題でございます。

また、広葉樹林への転換とか、保安林のところの以外ですが、転換とかいうこともしていく必要もございしますが、なかなか現在、山の木を切って、後を広葉樹へ転換すると、民有林がほとんどでございしますので、そういったこともなかなか進まず、短期的に言えば、こういった本来必要なことがなかなかできにくくなっておるといような課題もございします。以上でございます。

5 番 （坂本 貞雄君）

ありがとうございました。尾川、西山地区で、水源涵養保安林が 1,000 ヘクタールを超える形であるということは、大変重要なことだと思います。

そして、間伐もやられておるといようにお聞きをしましたが、やはり、人工林ですと、特に、杉、桧の植林には地表に草が生えないということがございします。裸のままであることが森林の保水力を弱め、河川の流量の減少の最大の原因と言われております。

そこで、やはりこれをどのようにしていくかということでございますが、考えられることにつきましては、やはりその間伐を進めていくということでございますが、後でお聞かせを願いたいですが、現代の間伐は、何%ぐらいを切っておるか、ということをお聞かせをいただきたいと思えます。

間伐の場合に、強度の間伐いうのがありまして、大体今の植わっておる植林の 50%ぐらいを切るそうですが、そのようにしますと、大変草が生えまして保水力は上がるんですが、肝心の森林、植林が風で倒れて、なかなか問題があるというようにも言われておりますが、後で、現在の間伐は何%ぐらいを目標にしておるかということをお聞かせをいただきたいと思えます。

そこで、間伐をすることと、落ち葉が堆積をしまして保水力が著しく向上するといわれておりますが、この広葉樹への、針葉樹から広葉樹、落葉樹への植えかえを促進してはどうか、というように考えるとところです。

まず、この広葉樹への植えかえにつきましては、尾川に町有林がございますが、現在間伐で整備をしておるというようにも聞いておりますが、この町有林あたりから広葉樹への植えかえを始めてみてはどうかというように思えます。

そして、急傾斜地の杉、桧の植林されたところを、町が購入をいたしまして、これを広葉樹にかえていく、ということが考えられると思えます。この場合、この面積につきましては、高知工科大などの専門家の助言をいただかないと、我々素人ではちょっと言い切るものではございません。専門家の意見も、ぜひ聞かせていただきたいと思えます。

ちょっと課長、現在の間伐は何%ぐらいをやられておりますか。
産業建設課長（渡辺 公平君）

その何%というのは、全体の何%。

（「間伐する林の何%ぐらい」の声）

それは、若年林から順番に、こう3回ぐらい、50年ぐらいまでになるときにやっていかないけません。最初的时候には、30%ぐらい、次には20%、次には10%とかいうふうな状況でやっておると思えます。

それと、先ほどの答弁の中で、その間伐が、一昨年22年度までは130ヘクタールぐらいできておったのが、制度が変わって、なか

なかそういった面積が 23 年度からは消化できてなくて、課題であるというふうに申し添えましたので、再度確認させていただきます。

5 番 （坂本 貞雄君）

はい、ありがとうございます。やはり間伐というのは、大変、山の保水力を高めるには、効果的だと言われておりますので、ぜひ、このあたりのことにつきましても推進をしていけるような方向をとっていただきたいと思いますというわけでございます。やはり、今の柳瀬川流域の森林の実態を見てみますと、人工林のうちでも針葉樹、葉の落ちない植林が非常に多いということで、やはり発想の転換もしまして、思い切った手を打たないといけないのではないかと。

佐川町民の命の水でございます柳瀬川は、やはり思い切った発想の転換が必要ではないかということで、このことを提案をさせてもらうわけでございます。町長のお考えも聞かせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

坂本議員さんの柳瀬川の清流保全という、非常にレベルの高いお話でございまして、よく数字的に、今、お伺いをしておりますと、随分と念入りに調べられた数字をいただきました。

私も、今、数字の中で、佐川町のいわゆる人工林率が 70%というのは、もう早くから頭の中にはありまして、このことがやっぱり今の自然を、私は、壊してきたと。これ一つは御案内のように、私も幼いころから川にはずっと親しんでおりました。柳瀬川にはちょっと長じてからじゃないと、よう行かざったですけども。深いし、春日川で随分そのごろも遊んで、魚もとりました。まだ食べたんですけども。そんな思いをしながらお伺いをしておりましたけども。

私どもがその清流を満喫したそのころというのは、多分、自然に、いわゆるしょういくと、それからいわゆる針葉樹じゃない闊葉樹、落葉樹、そのものがかなりバランスよくですね、昔の人はずーっとやっぱりあったんじゃないかというに、私はずっと感じたんですけども。私も、小さいときには、この近辺に山がいくつかありましたけども、きちっとしょういくと、それからまきの多分、半々か、あるいはそれ以下にというに、おったように思います。だから、それは自然に、やっぱりきちっと自然の中で生きてきたあかしじゃなかったかというに思っておりますけども。

ところが、戦後ですね、このことがバランスが崩れたのは、やは

り木材の価格が非常に、戦後の復興で高くなったということ、山の値打ちがものすごく上がって、景気がええ時代がございましたけども、そのときに、国も県も、そして個人も、もうみんなが植林をした、その結果、今現在に至っておるといって思っております、私は。だから、このあたりがやっぱり根本的に、山の生活も、それから自然も壊してきた大きな要因であるかなあというに思います。

だから、60年過ぎて、こういうになりました。これから保全をするということになると、やっぱりそれだけの歩みが必要だと思いますけど、今やっぱり私どもは、それを意識をする必要があるというふうに思っております。

実は、先だって、森林環境部の担当の方がお見えになって、県の今後の森林の、いわゆる木材振興とか、そのあたりでお話をいただきましたけど、そのときに、もう戦後植えられた植林というのが、もう伐採期にきておると。御案内のように、大豊町には、大きな木材屋も進出してきていて、これからやっぱり皆伐のときにきた、間伐じゃなくて、そういう方向で、県のほうも視野に入れたという話をされました。

そのときに、町のほうも、その後の植林とか、そういったものにも協力もしてくれという、そういう申し入れがあったというに、私は伺ったんですが、そのときに、私が申し上げたのは、それもやっぱり生かしたものを、植えたものをきちっと生かす、これから。やっぱり経済にも発展さす必要があるから、それは皆伐も必要です。そのときに、次にまたおんなじように植林するじゃなくて、きちっとした、いわゆる人工林と天然林、いわゆる針葉樹と闊葉樹とのバランスをきちっとやっぱり検討して方針を出して、それからきちっとやっぱり我々自治体にも指示をしてくれと、その中で動かないと、ただ、切ったら、後を植えじゃあ、どうもやっぱりいかんのじゃないかということをお願いしたことを、今思い出したわけですけども。

やはり、時間がかかるとは思いますけど、やっぱりこれから自然を守ろうとすれば、先ほどの原子力発電と同じですけども、やっぱり一人一人がそういう意識でもって、それから行政側どういふ手だてでいくかということも考えていかなければならないんじゃないかと。

先ほどの御質問の中で、町有林を植えかえたらどうかという話がございました。当然やっぱり、今、なかなか私が、今ある町有林の

まだ使い物にならんものを切って、それへまで植えるというな段階じゃございませんけども、管理をきちっとして、間伐もしながら、山の自然を守り、そして次の段階には、やはりやっぱりその水源地のがの山あたり、やっぱり私は、植林をせずに、やっぱり広葉樹、自然林にかえしていかなければならないと、そういうに感じながら、御質問を伺いまして、ちょっと答弁が、なんか答弁になったかどうかわかりませんが、私の考えを述べさせていただきます。

5 番 （坂本 貞雄君）

町長とは同世代でございますので、昔のこともお互いに山の姿なんかも、川の姿なんかも共有できるわけですが。やはり、町政のトップに立ったときには、やはり長期的な視点に立って、どのように、この佐川町民の命の水を守っていくかということ、やはり大きな視野で見ていただきたいと、このように思うわけでございます。

そして、この柳瀬川のことにつきましては、この柳瀬川の清流を守ろうとする動きが始まっております。柳瀬川をきれいにする会というのができまして、活動しておりますが、この代表者は、黒岩の片岡正男さんでございます。この正男さんの話を聞きますと、黒岩は、柳瀬川の最下流域で、黒岩をきれいにするには、柳瀬川の全体をきれいにするしかない、こういう思いで、彼の言う飲み仲間 20 名ほどで、この会を立ち上げたそうでございます。

2011 年に、第 1 回の清掃日を設定しまして、清掃しまして、少年野球のガッツとか、そういう方、そしてこの柳瀬川をきれいにする会の会員、そして賛同者などで第 1 回目を行いまして、そして、ことしの 1 月 29 日に、第 2 回目の清掃日を設けております。

これには、このきれいにする会の会員、そして佐川高校の生徒会、佐川高校のソフト部の部員の皆さんなど約 60 名が参加をいたしまして、尾川橋の下流から玉割小橋のもとまで、チリを拾い、そして空き缶、ペットボトルなどを拾って実際にやっておりますが。このときには、2 トントラックに 1 台と軽四 2 台の、そのようなチリ、空き缶、ビニール、ペットボトルなどを集めております。

そして、これを続けろうということで、2013 年の 1 月の最後の日曜日を実施予定としまして計画をしておるようでございます。そして、その皆さんが言うには、命の水を守るため、町民の皆さんが柳瀬川を見つめる日としたい、と言っております。こんな思いで、今後も活動を続けたいということでございます。

昨日の松浦さんの質問にもございましたが、協働のまちづくりと
いうことの大切さを痛感したところでございます。柳瀬川の清流を
守ろうという小さな芽を大きく、大きく育てようではございませ
んか。町として、協働できますでしょうか。町長にお考えを聞か
せていただきたいと思ひます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。そのお話を、私も、その片岡さんからお伺
いをしまして、こういう運動をするということで、町として、ゴミ
の収集の話もいただいて、そういう経過も承知いたしております。
それで、今、柳瀬の日ということでございますけども、このあたり
は、今ちょっと、私も唐突に言われて、日までというのは、私も
いろいろ即返事しませんけども、やはりこれは、先ほどお話あり
ました協働、町民との協働とかいう話でございますから、これは
きちっと関係者とも話をしながら、どういう方向で、これは予
算もかかることでもないの、これはまた関係者とも連絡をとり
ながら、どんな方向で、町民の方に愛される柳瀬川になるか、
そして愛する人が大勢できてくるかということをやちょっと
検討さしていただきたいと思ひます。

えらい申しわけございませぬけども、日というのは、ちょっと
私も、ちょっとここで返事がちょっとしにくうございませぬ
けども、どういふ方向でやったらええかというのはちょっと
私なりに、ちょっと検討さしていただきたいと思ひます。

5 番 （坂本 貞雄君）

片岡さんからお話を聞かれたということで、おわかりいただけ
たと思ひますが、柳瀬川の日とかいふようなのを、やっぱり設
定して、全町民で柳瀬川に目を向けながら、そこで清掃をする
ということは、大変大事なことだと思ひますので、ぜひそうい
う方向で進めていただきたいということを御要望しまして、こ
の質問は終わります。

続きまして、震度7にどう備えるか、ということで質問をさ
せていただきたいと思ひます。

内閣府の有識者会が3月31日に発表しました、東海、東南
海、南海地震など南海トラフを震源とする地震によりますと、
当町は、従前より大幅に引き上げられた震度7と想定をされ
ました。岡村眞先生の話によりますと、この震度7という揺
れは、古い木造家屋は、まず全壊が想定されるというよう
に言われております。

こうなりますと、佐川町の商店街は倒壊家屋で長期間通行不能となり、災害救助、復旧に大きな支障となることが考えられるわけでございます。

そこで、耐震診断、耐震設計、耐震工事を促す、いうためにも、この商店街というようなところ、その重点地区を設定をいたしまして、町独自の助成制度をつくってはどうかというように考えるわけでございます。

そこで、確認をさせていただきたいのですが、現在、佐川町での耐震診断、耐震設計、耐震工事の補助金は、それぞれいくらになっておるのでしょうか。課長、お願いします。

産業建設課長（渡辺 公平君）

耐震診断、それぞれ補助金、耐震診断3万円、耐震設計が20万円、耐震改修工事は緊急支援分も含めまして、90万円となっております。

5番（坂本 貞雄君）

そうっております。そこでですね、診断の場合には、個人の持ち出し分が3,000円ですがね、この改修の20万、90万の中で、佐川町が持ち出しているお金はどれくらいあるでしょう。

産業建設課長（渡辺 公平君）

町は3分の1です。

それぞれ3分の1です。

5番（坂本 貞雄君）

3分の1ですと、その24年度の予算書によりますと、1,650万というのが計上されております。これですと、この3分の1の助成ですと、何件の分が想定をされておりますでしょうか。

産業建設課長（渡辺 公平君）

先ほど申しました金額、国、県、町ですので、先ほど申しました金額、それぞれ町から3分の1を足しておるということでございます。耐震改修工事90万でしたら、町から3分の1、30万円になります。それぞれ15件ずつ予算化しております。

5番（坂本 貞雄君）

3分の1で、15件で1,650万になるんですかね。

耐震改修のがでも載ってますわね、予算書にね。

わかりました。とにかく3分の1は、町が助成をします。この診断につきましての3万円につきましても、何ですか、これは3万

3,000 円のうち自己負担が 3,000 円ですが、そのあとの 3 万円はやっぱり 3 分の 1 ずつということになるんです。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

そうです。トータルが 3 万円の補助ですので、その内訳が、国、県、町が 3 分の 1 ずつ、つまり、町の持ち出しは 1 万円になるということ、それぞれ申しました。

5 番 （坂本 貞雄君）

わかりました。3 分の 1 が、町からの持ち出し分ということがわかりました。そこでですね、このいわゆる震度 7 に備えるために、この耐震診断というものを、やはり促進する必要があるかと思うんですが、この商店街、人家が連なっておるところなどを特定をしましてですね、この耐震診断の自己負担 3,000 円というのを、町が助成をして、その耐震診断を促進するというようなことは考えられませんか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

御質問の内容では、町商店街、東元町から柳瀬の橋まで、また富士見町、西佐川のあたりというお話であろうかと思いますが、耐震診断、今やっておりますのは、この件数少ないですが、全町的にやっております。

現実的に言えば、耐震設計までやったが、工事まではいきつかんとかいうこともございます。そういった中で、国、県の先ほど申しましたように、補助金を活用していきながらやっておる中で、実際、それを工事まで結びつけていくということは、今、緊急支援がありまして、90 万になっておりますが、通常は 60 万円の補助金です。これを耐震改修していくのには、個人の費用というののもかなり要ってくるわけですし、だから、それが耐震設計をしてもなかなか改修工事までには結びつかないということになってまいります。

これをさらに、そのエリア内、特定してやっていくとなれば、さらなる、当然、単独予算の上乗せということが必要になってくると思います。町内全域を見てみた場合に、この 15 件の中でそういったこともあり、なかなか件数的にも補助金等活用しながらやっておりますので、少ないのも実態でありますし、まだまだ町全域でしていかないかんといわれる家もあると思います。だから、現実的にいえば、なかなかある地区のみへ特化していくとかいうのは、厳しいんではなかろうかと思えます。

確かに、地震直後の緊急輸送道路の通行確保というのは、これは重要な事項であります。阪神淡路大震災のときの死者のうち、住宅の倒壊による死者数が全体の8割を占めておったということは、やはり木造住宅、また非木造住宅も対象にしておりますが、今後とも町全域の中で、こういった耐震工事を普及していく、補助事業等を活用しながら充実していくと。町全域でやっていくということが必要ではなかろうかと思えます。

5番 (坂本 貞雄君)

課長のおっしゃるとおりですが、岡村眞先生の話聞いておると、あの17、18年前の阪神淡路大震災のときの地震の揺れと、今度の東日本大震災のときの地震の揺れというのは、大きく異なるそうございまして、東日本の大震災の場合には、揺れというのが、建物の倒壊というのには、ほとんどあらわれてないそうです。

これは何か、長周波といいますか、そういうような揺れがあつてのこのようですが、しかし、阪神淡路大震災のときには、非常に、直下型というのもありましたが、建物の倒壊が非常に大きいと。こういうことが言われておると、今度の南海トラフに起因する地震につきましても、そのことも当然想定をしておかなければならないというように、岡村先生は、いつもお話をしておると、やはり佐川町の場合には、津波の心配がありません。まずないですわね。それだけに南海地震に対しましての危機感、危機意識というものが非常に薄いと思われま。

やはり、町民の皆さんの危機感を高める意味合いからも、このような具体的な取り組みが必要ではないかというように考えておるところでございます。町長のお考えをお聞かせください。

町長 (榎並谷 哲夫君)

お答えいたします。だんだんと議論がいただいております、これは、その地域を特定するというのは非常に難しいんじゃないかという、私も思っております、これは課長が答弁したとおりでございます。

ただ、この地震の被害につきましては、基本的には、私は、自分の命は自分で守るというのを、これやっぱり意識を欲しいというふうに思っております。その中で、国も県も町も、やっぱりそれに対しては、補助をしていこうと、これはもう、補助いっても別に税金ですから、皆さんのあれでやっていこうという、その制度で、一人

でも二人でもやっぱり救うていこうというのが、今の補助制度だというに思っております。

ただ、今、坂本議員もおっしゃられたとおり、佐川町では、結構件数が少ないというの、私も常日頃から感じております。もう、今おっしゃられた、私も昭和21年の南海地震に遭遇してございます。まだ小さかったですけど、そのときの揺れというのは非常に揺れました。今でも記憶があります。非常に怖いというイメージがあります。そのときには、もうほとんど佐川町では被害がなかったというに、私も記憶しておりますけども。その延長線上に、もし、町民の方々があるとすれば、これは非常に危険だというに私も思っております。

その当時の震度が7だったか6だったか、私はわかりませんが、多分5あるいは5強か、それくらいの震度じゃなかったかなあというに感じますけども。今度の想定では震度7ですから、これはまあ、大変、私は厳しい、それから67年も経て、当然家屋も老朽化しておるといふことですから、これはもう早く、ほんとに、まず、こういう制度も、PRも足らんのかもわからんですけど、注意、住民の方にしていただいて、できるだけ多くの方がこの制度を利用していただいて、まず自分の命を自分で守るという意識に立っていただくような方式を、我々としても考えていかなければならないし、そしてもう一つ、これはこの前、県からそういう話があったときに、実はほんとに欲しい、そういう制度があって、やりたいけども、例えば、高齢化が進んでなかなか手続きが難しい、そのあたり、あるいは、その自己負担が難しいとか、そういう人たちがおれば、これはどうするかというのは、ある程度行政の力で何とかせないかんじゃないかという話もさしていただいた経過がございますけども。

いろいろなことを勘案しながら、津波はこんととしても、やはり命を守っていく、これはもう町民の皆さんとともに、これは行政としても取り組んでいかなければならないというに思っております。

ただ、今ここで、簡単なことを申し上げましても、なかなかそれを浸透して、今、商店街を全部補助を出すから診断をせえというふうにはなかなかやっぱりいかんと思っておりますけども、いろいろな形で、今、マスコミも、もう毎日毎日地震のことは報道してますから、そういうことで、何らかの形で住民の方々にも浸透していけるよう

な方策を考えていかなければならないし、それでやりたいけども、なかなか、そのやりたいという人に対しては、やっぱりこれは何らかの形でやっぱり行政の手助けが必要かなというふうに考えながら、この問題を、議論をさしていただいたというに理解願いたいと思います。

5 番 （坂本 貞雄君）

やはり、危機感というのを、どういうように持っていただくかということにつきましては、やはり行政のほうがリードしていくということ、そりゃ、自分の命は自分で守るということではございますが、そのことを意識づける意味におきまして、やはり行政がリードしていくという責務はあるんじゃないかというように考えます。

やはり、こういう問題を、ここで取り上げましたのも、そういう意識づけが町民の皆さんには必要ではないかということもありましたので、あえて取り上げさしていただいたわけではございますが、なお、行政のほうにおきまして、このことの地震に対する備え、いわゆる地震に対する恐れ、そういうものにつきましては、大いに啓蒙していただきたいと、いうように考えます。これをもちまして、震度7のことにつきましては、質問を終わらせていただきます。

続きまして、食品の安全をどう守るかということで、質問をさせていただきます。

食は、人間にとりまして命の源でございます。現在、日本では、食品の安全を守るために、さまざまな規制がなされております。現在、T P P 参加交渉が続けられておりますが、食の安全に関して、このようなやり取りがあるというように、新聞では報道されておるところでございます。現在、交渉が続けられておることではございますが、第1点としまして、農薬安全基準の緩和、2番としまして、ホストハーベスト。これは収穫後にまく農薬のことではございます。そして、食品添加物の安全基準の緩和。B S E の生後月例の引き上げ、遺伝子組み換え食品の表示の撤廃、原産地表示を廃止する、などが取り上げられておりました。食品の安全規制が、著しく後退することが懸念をされているところです。

日本の食は、世界一安全と言われております。この日本の食の安全は、ぜひ、守られなければならない。このように考えるわけです。この食の安全を守ることを、町民の命を守るという観点から、どう考えているか、担当課長の所見をお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺 公平君）

産業建設課長です。担当課長とは言えんかもしれませんが、今までも、坂本議員のT P P関連で、私がたびたび答弁しておりましたので、私がせよということになってございます。

御質問の中にありましたように、遺伝子の組み換え食品とか食品添加物関係、これは、日本は原則的に全て表示ということになっております。

米国産の牛肉の輸入、これは20カ月以下に限定でしたか。また、30カ月緩和せよとかいうような検討もされておるようですが、20カ月以内ですね。それから残留農薬の基準につきましては、我が国では、食品安全委員会が、動物実験などで危険性を検証し、厚生省が基準値を決定しておるといふふうには、食品の安全基準に関しましては、世界で一と言われるような状況になっております。

これが、今、御質問のような、交渉の中で、緩和要求とかいうことが、いろいろインターネットなんかを見てもみますと、出されておるのも事実ではございますが、このT P P交渉に関して、国、県の動向や対応というものを注視していく必要があると思います。

この、食品の安全をどう守るとかいうのは、私が今、答弁させていただいておりますが、やはりこれは、県の保健福祉事務所とか、県機関のほうに、そういった専門の者がおり、そちらのほうで本質的に対応はされております。

そういった関係上、国、県の動向対応を注視し、また、そういった関係機関の説明会とかいうものも、おってあろうと思います。その中で、どのように、各市町村は対応するかとかいうようなお話、承ったあとで、町民のほうに周知を図っていくべきではないかと思っております。あくまでも、国、県の動向とか、そういったものの対応の説明会を受けて、周知をしていくべき、我々が、中身が十分にも把握できてなく、知らないものがなかなかできんのが実態ではないかと思っております。

5番（坂本 貞雄君）

ちょっとお聞かせをいただきたいんですが、この、やはり食の安全ということにつきましては、やはりこの行政、役場も責任を持つべきだと思うんですが。これは、担当は何課ですか、ちょっと教えてください。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたしますが、お答えはなかなか、今、担当課長が申し上げたように、いろいろ基準とか、その規制というのはやっぱり県が持っておりまして、町には、そういう役割を果たす部署が今のところ見あたりませんが、御案内のように、今、課は、総務課、産業建設課、町民課、福祉課、それから国土調査課、この事務分掌を見ても、食品の安全に関する記述は、ちょっとすみません、ちょっと、休憩願います。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 4 時 9 分

再開 午後 4 時 10 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えさせていただきます。今、私どもの、町の事務分掌の中には、そういう記述がございませんので、担当課というのはちょっとないというのが、今の状況でございます。

ただまあ、これは、今、話がございましたように、県の保健所、そういったものが、例えば、危険なものについては、きちっと調査する、あるいは規制するという方向で、県と一体となって取り組むということございまして、単独の部署は佐川町にはございません。

5 番 （坂本 貞雄君）

役割分担の表を見ても、どこにも見あたらんということで、僕も実際、担当課はどこかなという気がしておりましたんですが、やはり、確かに、県のほうで指導するということにつきましては、それはそのとおりでわかります。

しかし、今ですね、町長は、T P P 参加には断固反対します、ということを本議会で何度も表明をしております。このことを考えてみましても、T P P につきましても、もっと具体的に町民に知らしていく必要があるのではないかと。特に、町民の食の安全が脅かされる恐れがあることにつきましては、知らせていく、啓蒙していくと

ということが、どうしても必要だろうと考えるわけでございますが、将来的には、どの部署で担当すべきであるというようにお考えでしょうか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。将来的に、これはT P Pに関して云々というふうに受け取れさしていただくとすれば、御案内のように、今、T P Pの中身につきましても、国の説明もまだ定かでない。一度、高知県でもいろいろやっておるようですけども、なかなか中身がはっきりしてないという段階の中で、じゃああした、この問題に関して、どういう機構的にやっていこうかというのは、今ちょっと答えが出ぬくうございます。

ただまあ、T P Pにつきましても、今お話がありましたように、これは、私どもを含めて、町村会も、それから全て全国の町村会も明確に、町村としてはT P Pの締結の反対という表明を事あるたびにやらせていただいております。

そうなりますと、もし、これが、今お話がございました、検討されておるといふ5つの項目も、これT P Pが、もし締結されなかったら、きちっと今までのように、日本の食の安全というのは、今までどおりきちんと守られていくわけですから、私どもは、やはりT P Pの行方はきちっとやっぱり、これからも重視をしていく必要がある。で、事あるたびに、この問題については反対の意思表示をしていくということが必要じゃないかなあというふうに考えております。よろしく申し上げます。

5 番 （坂本 貞雄君）

やはり、食の安全ということにつきましては、町民の命にかかわることでございますので、やはり県に任してしまうんでなしに、やはりどっかに担当の部署を置いて、そこで町民に対しましてきめ細かな啓蒙活動、知らしていく活動というのが必要ではなかろうかということで、ぜひ検討していただきたい、というようにお願いをしておきたいと思っております。

そこで、最後になりますが、この食の安全が脅かされることを、恐れなければならないということは、日本の勤労国民、佐川町民にとって一片の価値観も見出せないT P Pへの参加交渉が行われていることのゆえのものでございまして、このT P Pへの参加交渉から速やかに撤退をすべきであると、強く主張をさせていただきます。

て、この質問を終わらせていただきます。

これで、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

議長 （永田 耕朗君）

以上で、5番坂本貞雄君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通知がありました全ての一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の開議を14日の午前9時とします。

散会 午後4時16分